

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
施策分野 1 生まれる前から乳幼児期の支援									
基本施策 1 生まれる前から乳幼児期の一貫した支援の充実									
1	1	①	1	母子健康手帳交付時、乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握	支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。 さらに、相談や支援を充実させ、産後うつや不適切養育の予防を図ります。	実施	推進	○母子健康手帳交付時に看護職が面接を行い、妊娠中の健康面も含めた相談に応じ、出産後の訪問事業等(出生連絡票の提出含む)の周知を図った。出生連絡票の提出数は前年度よりも伸び、より早期に把握できるようになった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 母子健康手帳交付時に看護職が相談に応じることで、相談先が明確に伝わるようになった。妊娠中からの継続した支援の拡大に繋がっている。(H23年度面接率84.7%←22年度年度70%)  ■実施にあたっての課題 今後もよりきめ細やかな情報提供をする必要があり、産科医療機関との連携も強化していく。
2	1	①	2	支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施	母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での乳幼児健康診査や子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの支援へつなげます。	実施	推進	○あらゆる機会を活用して、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師や助産師などによる家庭訪問、産前産後ケア事業によるヘルパー派遣などの支援へつなげている。(派遣回数：152世帯延べ1591回)	■利用者・実施事業者の意見・評価 従前の妊娠中からの利用希望には応えられるようになったが、制度を知らないまま対象期間を過ぎる場合も見られた。  ■実施にあたっての課題 出産後すぐに必要な方が利用できるよう、産科医療機関と連携し事業周知を徹底していく必要がある。
3	1	②	1	こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供の推進	地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、出産後に利用できるサービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、保護者の話を聞くことで子育ての不安軽減を図る「こんにちは赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、子育て家庭を見守る地域づくりを進めます。	実施	推進	○「こんにちは赤ちゃん訪問」を引き続き実施し、子育て家庭を見守る地域づくりを進めている。(訪問実施率70%)	■利用者・実施事業者の意見・評価 訪問を受けた方からは「出産後でかけられない時期に情報を届けてもらえてよかった」、訪問員からは「赤ちゃんに会えて元気をもらえた」等の声がきかれています。  ■実施にあたっての課題 事業開始から3年度が経過したため、事業の見直しを進めていく。
4	1	②	2	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健診を活用した情報提供の充実	母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の機会を捉え、安心して子育てができるよう、妊娠中から産後の時期に必要な子育て情報を提供します。	実施	充実	○母子健康手帳交付時に看護職が面接を実施し、妊娠中の健康面も含めた相談に応じるとともに妊娠中から産後の子育て支援の情報提供を実施している。出生連絡票の提出により、こんにちは赤ちゃん訪問事業などの訪問率が上昇していることから、産後についても子育て情報提供の機会を確実に増えており、支援に繋がっている。	■利用者・実施事業者の意見・評価 母子健康手帳交付時に看護職が相談に応じることで、相談先が明確に伝わるようになった。産科医療機関でも子育て支援のリーフレット配布協力もあり、情報提供の場は拡大している。  ■実施にあたっての課題 今後もよりきめ細やかな情報提供をする必要があり、産科医療機関との連携を強化し、情報提供の場を増やしていけるようにしていく。
5	1	②	3	ホームページ、メールマガジン等の活用	妊娠中から産後の時期に、子育て支援に関する情報を必要とときにいつでも入手できるよう、こども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」の充実を図ります。また、メールマガジンを活用した子育て情報や地域情報の発信を進めます。	実施	推進	○こども青少年局ホームページ「ヨコハマはびねすぽっと」や、父親の子育てを支援するページ「ヨコハマダディ」の充実を図り、妊娠・出産・子育てに関する情報提供に取り組んだ。(ヨコハマダディホームページアクセス数33,629件) ○各区においても「あおば子育てファンクラブ」(青葉区)「子育て楽しめーる」(港南区)「ココめーる」(港北区)「つづき・おひさまメール」(都筑区)「みどりっこメール」(緑区)「きらきらかなざわっこメール」(金沢区)など、メールマガジンやツイッター等を活用した子育て情報の発信を行っている。	■利用者・実施事業者の意見・評価  ■実施にあたっての課題 引き続き情報発信を強化していく必要がある。
6	1	②	4	身近な店舗・施設等での情報発信	子育て中の家庭への情報発信を強化するため、日常的に利用する身近な店舗や公共施設等で、子育て情報に関するパンフレット等を配布します。	実施	推進	○ママ・パパが赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカYOKOHAMA2011」を市内の産科・小児科、子育て施設、区役所等で配布し、子供を産み育てることの喜びを広く発信した。(配布数27,833部) ○詩集の冊子に子育てに関する電話相談や子育て応援サイトの情報を掲載することで情報発信を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価  ■実施にあたっての課題 市民向けパンフレットとの連携など今後も様々な手法で情報発信を強化する必要がある。
7	1	②	5	外国籍や外国につながる子どものいる家庭への情報提供	外国籍や外国につながる子どものいる家庭が、子育てに関する情報を入手しやすいよう、より効果的な情報提供のあり方について関係機関や支援機関と連携して検討します。	実施	推進	○各区局において保育所や手当、放課後施策、小児救急、学校関連の案内等の外国語版のパンフレットやチラシ等を配布した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 関係機関からは、外国籍や外国につながる家庭は子育て世帯など若い世帯が多く、相談や情報提供も子育てに関するものが多くなっているが、様々なところに情報があり十分集約できないとの声が寄せられた。 ■実施にあたっての課題 引き続き効果的な情報提供のあり方について検討する必要がある。
8	1	②	6	地域との連携による母親教室(両親教室)や父親向け講座の実施	地域子育て支援拠点と連携して母親教室(両親教室)を開催することにより、妊娠中から子育て支援の場に足を運ぶ機会や、子育て中の親子と触れ合う機会づくりを進めます。また、地域子育て支援拠点や子育て支援NPO等と連携して、乳幼児の父親等に向けた多様な講座を地域で展開します。	実施	推進	○各区において地域子育て支援拠点等と連携して両親教室を行ったほか、妊婦や乳幼児の父親等に向けた講座を地域で開催した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 土曜日に開催するなど、父親の育児参加を促すきっかけとなっている。  ■実施にあたっての課題 子育て支援課や区と連携し、さらに展開を進める必要がある。
						実施	推進	○父親の家事・育児の推進を支援するため、「ババスクール事業」を実施した。子育てにもっと関わりたいという男性や社会のニーズに応じて、講座やウェブサイトの内容を充実させることができた。  【横浜イクメンスクール】 ・平成23年10月～(5回連続講座)開催(28名受講) 【ウェブサイト「ヨコハマダディ」】 ・通年稼働(原則週1回更新) 【地域におけるババ講座事業への支援】 地域子育て支援拠点等運営法人との連携による、パパ向け講座の実施(19団体)	■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜イクメンスクール受講者について 講座参加者の満足度 96%  ■実施にあたっての課題 局が実施した「横浜イクメンスクール」の要素やノウハウを、区役所や地域子育て支援拠点等が実施するパパ向け講座に反映できるような工夫を図ることが必要である。
9	1	③	1	産科・周産期病床の拡充	市民が安心して出産できる環境を整備するため、産科病床の設置促進や周産期救急病棟の体制強化などを通じて、出産できる施設や、妊娠中に急変した場合などに対応できる医療機関の確保に取り組めます。	実施	拡充	○出産を取り巻く医療環境の整備を図るため、さまざまな施策を活用して、分娩を取り扱う施設を支援するとともに、妊婦の不安軽減に向けた支援を行った。 ・市内4か所の医療機関において産婦人科医師2名による応需体制を確保	■利用者・実施事業者の意見・評価 産婦人科医師2名当直体制の強化を進め、産科拠点病院の整備に向けて準備を進めている。  ■実施にあたっての課題 分娩の取り扱いを中止する施設もあり、引き続き、出産できる医療施設の提供や、緊急時の応需体制の確保に取り組む必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
10	1	③	2	小児救急医療体制の充実	24時間365日小児科専門医の診療体制を確保している市内7か所の「小児救急拠点病院」を中心とした診療体制を維持し、小児救急医療提供体制の充実を図ります。	実施	充実	○引き続き市内7か所の小児救急拠点病院を中心に、小児救急医療体制の機能強化を進めた。 ○各病院の24時間救急医療体制を整備することにより、小児科専門医による全休日夜間の小児科医の当直体制を確保し、小児二次救急医療の充実を図った。また、小児救急医療体制を実施する医療機関に費用の一部を助成し、小児科医師の集約化をすすめた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 小児科輪番病院が減少する中、小児救急医療体制の充実を図る中で拠点病院の整備及び機能強化を進めた結果、小児救急拠点病院に医師の集約化が進んでおり、小児二次救急医療体制の安定稼働を図ることが出来ている。 ■実施にあたっての課題 勤務医の過重労働など救急医療を取り巻く環境は厳しい状況にあるため、引き続き、小児救急医療提供体制の充実を図る必要がある。 また、市民に対しても救急医療体制の周知等、情報発信を効果的に実施する必要がある。
11	1	③	3	小児救急・産科電話相談体制の拡充	小児救急や産科に関する案内・相談など、初期救急医療に関する情報提供・電話相談に総合的に対応する「救急医療情報・相談センター（仮称）」を整備します。	実施	拡充	○小児救急や産科に関する案内・相談などについて、市民の方が更に利用しやすい番号として、平成23年11月から横浜市救急医療情報・相談ダイヤル（＃7499）を設置し、案内の番号を統合した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 小児救急電話相談の問い合わせ件数が増加し、利用者の不安軽減に役立っている。また、産科あんしん電話についても、妊婦の方の不安解消に貢献している。 ■実施にあたっての課題 救急車の適正利用及び二次医療機関への軽症患者の集中を緩和するため、より一層の、情報提供事業、相談事業を拡充する必要がある。
12	1	③	4	小児救急の適正利用の推進	地域の子育て支援団体と区役所との協働などにより、小児救急のかかり方や家庭での看護に関する教室・講演会等を開催します。また、休日・夜間に診療している地域の小児科や小児救急に関する相談窓口等について情報提供を行うなど、子育て家庭の安心につながる取組を進めます。	実施	推進	○小児救急医療の現状や医療機関の役割、家庭看護等について市民に啓発を行った。 ・各区で小児救急の現状、小児救急のかかり方、家庭看護等の啓発講座を中心に取り組み、講座以外にもパンフレットや啓発グッズの作成、窓口設置等を実施 ・地域子育てを支える市民向け講座（参加者：630名） ・こどもの救急イベントを3箇所の商業スペースで実施し、小児救急のかかり方、家庭看護法の啓発、小児蘇生法講習会等を行う。 ・保育所、幼稚園児の保護者に対して啓発 ・家庭看護、小児救急の情報を掲載した「こどもの病気・ケガ」33,000部の発行 ・「小児救急のかかり方HANDBOOK」の38,700部の発行 ・東映映画「プリキュア」とタイアップした小児救急電話相談番号を周知するポスター1000枚、カード12万枚を作成し小児科標榜の医療機関630ヶ所、区役所、図書館に配布	■利用者・実施事業者の意見・評価 講座参加者からは「役に立った」「参考になる」等の意見が多かった。 ■実施にあたっての課題 毎年、新たに33000人が親になる中、継続して行われる必要がある。 保護者のみならず、子育て支援を行う市民や保育所などの施設スタッフに対しての啓発も必要である。
13	1	③	5	小児医療費助成	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、小学校就学前までの子どもについては入院・通院に係る医療費、小学校就学から中学校卒業までの子どもについては入院に係る医療費を助成します。 今後も引き続き、制度のあり方を検討していきます。	実施	推進	○医療費助成の対象となる市民に医療費助成を実施した。 (対象者数：182,538人)	■利用者・実施事業者の意見・評価 年齢制限や所得制限限度額を超える世帯から、医療費助成の対象とするよう市民からの提案が28件あった。 ■実施にあたっての課題 景気低迷等に伴う所得の減少による対象者の増から、助成費用が年々増加している。また、近隣他都市との比較から、対象者拡大に関する要望が多い。
14	1	③	6	不妊相談及び治療費助成	身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談や不妊に関する講座等を実施します。また、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	実施	推進	○身体的・精神的に負担が大きい不妊治療について、不妊相談等を実施した。また医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。平成23年度より助成初年度は2回から3回までにひきあげた。不妊専門相談及び特定不妊治療費助成ともに増えている。	■利用者・実施事業者の意見・評価 周知により実績が増えている。平成24年1月よりシステムの更新により、申請者の書類提出の軽減が図れた。 ■実施にあたっての課題 引き続き、制度の周知を図る。不育症への相談へも対応していく。
基本施策2 地域における子育て支援の充実									
15	2	①	1	地域子育て支援拠点の拡充	子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て家庭向けの相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点」を各区1か所設置します。	15か所	18か所	○青葉区、瀬谷区で新たに開設し、市内18か所に設置が完了した。 ○設置後5年経過した施設において、その間の事業の振り返り結果を踏まえて、次期5か年度の事業者を公募した（神奈川区、南区、港南区、金沢区） ○設置後5年経過した施設や体制の整った施設では、新たに横浜子育てサポートシステムの区支部機能を追加した（中区、都筑区、磯子区、緑区）	■利用者・実施事業者の意見・評価 利用者については、各拠点で実施しているアンケート等から、「一人でも気軽に来館できる雰囲気がある」「スタッフが丁寧に対応してくれる」など概ね高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 全区に整備が完了したところであり、今後は、各区の特性に応じたニーズをふまえ、事業内容のさらなる充実が必要である。
16	2	①	2	親と子のつどいの広場の拡充	NPO法人や子育て支援活動団体などが、商店街の空き店舗やマンション・アパート等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、相談、情報提供を行う「親と子のつどいの広場」の整備を進めます。	28か所	54か所	【広場の新規開設】 ○新たに5か所（緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区）で開設し、市内36か所で実施した。 ○運営団体の募集及び選定委員会を行い、24年度開設に向けて5か所（鶴見区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区）を選定した。 【広場における一時預かりの実施】 ○広場における一時預かりについて、10月から新たに6か所で開始し、市内16か所で実施した。	■達成状況 ・新規広場の募集にあたって、配置の考え方について各区と議論するとともに、協力して事業者への周知や働きかけを行った結果、事業者の掘り起し、応募の増加につながることができた。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 ・新規開設された区では、「これまで遠くに出かけなければならなかったが、身近な地域で利用できるようになった」など、開設を歓迎する声から聞かれている。 ・広場での一時預かりについて、「日頃利用し慣れている場所に安心して預けることができる」といった利用者の声や、「利用者も含めみんな子どもを温かく見守る雰囲気生まれた」といった実施事業者の声など、概ね高い評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 ・今後の拡充に向けて、他の地域子育て支援の場も含めた未整備地域への効果的な配置の考え方の整理を行うとともに、担い手の掘り起し・育成策の更なる充実に取り組む必要がある。 ・拡充を進める中、質の確保・向上のための取組や、幅広い利用者層への利用促進策についても、検討する必要がある。
17	2	①	3	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、施設開放や子育て情報の提供など地域の親子への支援を行う「幼稚園はまっ子広場」や「保育所子育てひろば」の整備を進めます。	幼稚園はまっ子広場 21か所 保育所子育てひろば(常設園) 32か所	幼稚園はまっ子広場 27か所 保育所子育てひろば(常設園) 51か所	○地域の身近な施設である保育所・幼稚園において、地域の子育て中の親子への支援として、施設開放や育児講座などを開催したほか、子育て情報の提供を行った。 ○私立幼稚園はまっ子広場（常設園）を市内20か所で実施した。 ○保育所子育てひろば（常設園）を市内33か所（市立24か所、私立9か所）で実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・保育所子育てひろばでは、担当保育士が施設開放時に常駐し、顔の見える関係を築くことなど、地域の身近な施設において、安心して子育ての相談等をする事ができるとの声が利用者から聞かれている。 ■実施にあたっての課題 既存資源を活用した、園児の活動に支障のない範囲での取組であり、時間・場所・人員などの制約があるが、今後の拡充に向けて、各園で取り組みやすくなるように検討を行う必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
18	2	①	4	子育て支援者の相談会場の拡充	子育ての不安を解消するため、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる会場を増やします。	実施	拡充	<p>○子育て支援者による相談会場について、区の意向等を踏まえて、あらたに5会場増設した（計169会場）。</p> <p>○子育て支援者全体の資質の向上を図ることを目的として、平成22年度に全区へ配置した子育て支援者間相互のOJTを推進する助言者（トレーナー）事業について、各区において、区の特性や実情に応じてトレーナー活動の計画を立案、実施した。</p> <p>・各区の助言者（トレーナー）は、活動計画に基づき、区内の支援者の相談会場訪問や自主研修の実施、支援者間のネットワークづくりのための会議への出席などの活動を行った。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>・利用者からは、「地域の身近なところで相談など受けられるようになってよかった」等の声が寄せられている。</p> <p>・助言者（トレーナー）事業について、トレーナーからは、新任支援者のOJTの有効性や各会場の問題点の共有化が可能となったことが評価されている。一方で、自身の役割について模索しながら活動しているとの声も聞かれる。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>トレーナーの役割や有効性について、トレーナー・区役所担当者とともに、実践を通して確認、評価していく必要がある。</p> <p>また、今後の拡充にあたっては、他の地域子育て支援の場との役割整理も必要である。</p>
19	2	①	5	子育てサロンの開催会場の拡充	町内会館や地域ケアプラザ、地区センター等の地域の身近な場所で、親子が交流できる場を開催する地域の活動を支援します。	実施	拡充	<p>○各区において、町内会館や地域ケアプラザ等の地域の身近な場所で、子育てに関する情報提供・相談・交流の場の提供などの子育て支援に取り組んだ。</p>	<p>■実施にあたっての課題</p> <p>地域子育て支援拠点や親子のつどいの広場など常設の親子の居場所をはじめ、子育て支援者の相談会場などの実施状況を踏まえて、子育てサロン開催会場の拡充について区と連携して取り組む必要がある。</p>
20	2	②	1	地域子育て支援拠点を中心としたネットワークの活性化	「地域子育て支援拠点」と区役所が中心となって、子育て支援に取り組む団体や機関、関係者のネットワークを作ります。それにより、地域のどこでどのような支援が行われているか相互に把握し、連携を図りながら、様々な課題を抱える子育て家庭に対して、適切な支援につなげていきます。	実施	推進	<p>○各区において、地域子育て支援拠点と区役所が連携して、子育て支援関係団体の代表者からなる連絡会議の開催や、子育て支援グループによる交流会の実施、子育てサロンへの訪問・研修など、支援者間のネットワークづくりを実施した。</p> <p>○拠点利用者に呼びかけて、子育て情報マップを作成するなど、子育て当事者と地域の子育て関係者のつながりづくりも進めた。</p> <p>○ネットワークをテーマに、地域子育て支援拠点と区・局職員でブロック別に会議を実施した（5回）。</p>	<p>■達成状況</p> <p>各区において、地域子育て支援拠点と区役所が中心となったネットワークづくりに取り組むことができた。</p> <p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>目指すべきネットワークの姿については、拠点運営法人からは、今後も継続して話し合うべきとの声が聞かれている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>ネットワークづくりについては、地域のさまざまな関係機関・団体と連携・調整して進めていくため、拠点と区役所がより一層協働して実施する必要がある。</p>
21	2	②	2	地域子育て支援に関わる人材の育成	「地域子育て支援拠点」「親と子のつどいの広場」、保育所の「育児支援センター園」など、親子の居場所や支援機関のスタッフ、子育て支援に関わる人の知識・技術や意欲を高めるよう、研修を充実します。 また、子育て支援に関わる人を増やすため、地域の人材の育成に努めます。	実施	推進	<p>○各研修毎に、対象者に合わせたテーマ設定を行い、講演会形式に加えて目的に合わせたグループワーク形式の研修を実施した。</p> <p>・地域子育て支援関係者を対象に「知っていますか？DVのこと」、「考える！子どもの事故予防」というテーマで講演会を実施した。</p> <p>・地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場などの子育てひろばスタッフを対象に、スタッフとして必要な知識・技術を得るための基礎研修及び応用研修を実施した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>研修後のアンケートでは、「現場で活かせる知識等が習得できて有意義だった」など、概ね高い評価を得ている。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>・親子の居場所の拡充に伴い、開催回数の増加をはじめ、開催場所や内容にも工夫が必要になってきている。あわせて、スタッフにより有する経験や知識が異なることから、キャリアに応じた階層別研修等の開催についても検討が必要である。</p> <p>・多様化、高度化する子育て支援ニーズに的確に対応するとともに、地域子育て支援に関わる人材の裾野を広げるため、今後の人材育成のあり方について検討していく必要がある。</p>
22	2	②	3	市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（試行実施）	保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした「保育資源 ※ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。 ※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等	- (22年度新規)	推進	<p>○平成23年度からの試行実施区を決定後（4区7園）、実施区の現況を把握し、実施に向けた課題等を話し合いながら、各区の実情に応じた事業計画書等の作成等を区局で行った。</p> <p>○平成24年度からの試行実施区の募集を行い、7区9園の選定を行った。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>事業に対する各区・園の理解が進んだ。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>各保育資源の理解を得ながら事業を進める必要があるため、まずは各園の専任保育士を中心に「顔の見える関係づくり」をどのように行っていくかが課題となる。また、平成26年度に行う事業検証の手法等について、引き続き議論を深める必要がある。</p>
基本施策3 未就学期の保育と教育の充実									
23	3	①	1	保育所整備	庁内に「緊急保育対策支援会議」を設置し、待機児童対策に向けた区局の連携をより強化するとともに、市有地の活用や民間ビルなど、多様な手法による保育所整備を進めます。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図ります。	保育所定員 38,295人 (H22.4.1現在)	保育所定員 44,100人 (H27.4.1現在)	<p>○49か所の新設等により3,600人定員を増加し、507か所、43,607人となった。</p> <p>○法人所有地や民間ビルなどを活用し、多様な手法により保育所整備を進めた。また、保育所の新設とともに既存保育所の増改築等により定員の増加を図った。</p>	<p>■達成状況</p> <p>保育所の整備用地の確保策として、国有地等の定期借地や民間土地所有者からの情報提供の活用など、幅広く用地確保に取り組み、49か所もの新設整備につながった。また、横浜保育室やNPO等を活用した家庭的保育事業では、不動産事業者やUR都市機構の協力を得て、物件情報システムを実施した結果、122件の情報提供があり、6件、成立した。</p> <p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>保育所等の整備に適切な場所の確保が困難になってきているため、あらゆる主体と連携した取り組みが必要になっている。</p>
24	3	①	2	空き定員枠の活用（送迎保育ステーションの整備等）	認可保育所の空き定員枠を活用するため、一時的に児童を預かる送迎保育ステーションを駅近くに整備し、空き定員枠のある複数園との間でバス等による送迎を行います。また、通園バスの購入等に対する助成を行います。	実施	拡充	<p>○旭区、金沢区、戸塚区で送迎保育ステーションを整備した。</p> <p>○旭区と都筑区の2か所で送迎保育ステーション事業を実施した。</p> <p>○通年で利用者の募集・広報を行った。</p> <p>○1か所の保育園に対して、通園バスの購入等に対する助成を行った。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価</p> <p>通園バスについては、事業実施者から、利用者の範囲や運行エリアの調整に負担を感じている。送迎保育ステーションについては、通年で運営した2施設については、送迎の利用児童数が少ない状況であり、市民からは、送迎先保育所に週1回訪問しなければいけないことや利用料金（片道1回100円）の負担が大きいとの意見がある。</p> <p>■実施にあたっての課題</p> <p>認可保育所の新規整備を行っているため、送迎保育の利用ニーズが少なく、併設する乳児保育所からの卒園児についても、卒園後に送迎を利用することで利用者数は増加していくと見込んでいたが、23年度末の卒園児の多くは、保護者が直接送迎可能な認可保育所や幼稚園へ入所し、送迎保育ステーションが利用されない結果となった。</p> <p>乳児保育所卒園児の利用にあたっては、送迎先保育所数のいづれに入所できるかが見込めないことが課題との意見がある。</p>

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
25	3	①	3	横浜保育室の助成充実	3歳未満の低年齢児の待機児童解消を図るため、本市が独自に認定した横浜保育室に定員規模に応じて運営費を助成するとともに、整備費を助成することで、既存施設の運営の安定化と新規参入を促進し、定員を拡大します。また、保護者負担の軽減を図るため、所得に応じた保育料の軽減を行います。	横浜保育室定員 4,309人 (H22.4.1現在)	横浜保育室定員 5,000人 (H27.4.1現在)	○6か所、249人定員を増加し、152か所、5,177人となった。 ○保育ニーズの高い駅周辺での整備を促進するため、横浜保育室を整備する法人に整備費を助成した。通常募集だけでなく、都心部への整備を目指して特別募集も行った。また、工事期間中の賃借料補助も開始した。 ○保育料の軽減助成を所得に応じて1万円～5万円の5段階に拡充した。 ○横浜保育室事業への国費導入が実現し、3歳児助成の拡充及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たす施設への助成拡充を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 特に都心部で適切な場所の確保が困難。  ■実施にあたっての課題 横浜保育室を多く整備したときに、その地域では卒園した後の3歳児の保育場所の確保が課題となる。 認可保育所の増加に伴い、横浜保育室の空き定員も拡大しているため、入所率が課題となっている。
26	3	①	4	一時保育（一時預かり）の拡充	就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。	一時保育 227か所 乳幼児一時預かり 事業 4か所	一時保育 356か所 乳幼児一時預かり 事業 14か所	○就業形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施した。 （市立44か所、民間217か所：計261か所）  ※横浜保育室については125か所で実施（平成24年4月1日現在）  ○整備費補助では、受入人数を30人から10人に緩和し募集をしたが、申請には至らなかった。  ○乳幼児一時預かり事業実施施設を新規4か所開設し、計10か所で実施した。  ○保護者が利用しやすいようにするため、1時間あたりの利用料金を500円から300円に変更した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保護者からは、受け入れ人数や保育士の確保から希望の利用日に利用できない場合があり、一時保育の実施施設の拡充や受け入れ数の拡大が求められている。 保育所からは、毎日の利用ではない児童を受け入れることに対し、保育士確保の点で実施が難しいという意見がある。  ■実施にあたっての課題 待機児童の解消のため、既存施設における入所定員の増が求められていることや、保育士の確保が困難となっていることから、実施施設の増が難しくなっている。
27	3	①	5	家庭保育福祉員事業の充実、NPO等の活用による家庭的保育事業の実施	低年齢児の待機児童解消に向け、3歳未満の児童を居宅等で預かる「家庭保育福祉員」を増員します。また、複数の家庭保育福祉員による共同保育や、NPO法人等の事業者による保育を実施します。	家庭的保育定員 160人 (H22.4.1現在)	家庭的保育定員 550人 (H27.4.1現在)	○家庭的保育定員は359人となった。（24年4月現在） ・家庭保育福祉員：52人、定員206人 ・NPO等を活用した家庭的保育：17か所、定員153人  ○家庭保育福祉員の新規募集を行い、新たに3名の福祉員を認定した他、3人型から5人型への移行も行った（8人移行）。  ○NPO型家庭的保育の事業実施者募集を計3回行い、10法人11施設を選定した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 家庭保育福祉員からは、災害等緊急の事態に備え、常時複数での保育を求める声がある。  ■実施にあたっての課題 家庭保育福祉員への応募者が少なく、制度の周知や担い手の掘り起こしが必要である。 また、NPO型については、整備を希望する場所に、最低基準面積等を満たす物件を確保することと、事業を実施するNPO法人等の掘り起こしが課題であり、認定要件を満たす物件と事業者をマッチングする仕組みが必要である。また、事業の質を確保するための研修会等の充実についても必要である。
28	3	①	6	幼稚園預かり保育事業の充実	保護者の就労や病気などにより通常の幼稚園開園時間の前後に家庭で保育できない場合に、幼稚園児を保護者に代わって保育する「幼稚園預かり保育」を充実します。	幼稚園預かり保育 利用者 2,363人 (H22.4.1現在)	幼稚園預かり保育 利用者 3,400人 (H27.4.1現在)	○預かり保育実施園に対して運営費を助成し、94園で長時間保育を実施した結果、幼稚園での長時間保育利用者数の増につながった。  ・認定園の増を図るため、新規認定申請説明会では実際に預かり保育を実施している通常型、平日型それぞれの園から、運営状況等について実施園の視点から説明を行い、誘致を図った。また、認定申請の機会は年3回とし、幼稚園にとって申請しやすい環境を整えた。 ・幼稚園協会の協力を得ながら未実施園への個別の働きかけを行った。 ・平成24年4月から開設の2園、6月から開設の2園を含め、23年度内は計18園認定し、認定園数112園となった。 ・平成24年3月の利用者は3,107人（23年度中の利用者は月平均で約2,700人）。	■達成状況 幼稚園協会の協力を得て、新たに18園の申請に結びついた。 ・中期計画の目標105園を達成した。  ■利用者・実施事業者の意見・評価 ・実施園からは、預かり保育を実施した結果、「保護者のニーズが高まり、入園児が増加した」「保護者との距離が近くなり、きめ細かい子育て支援ができるようになった」との評価をいただいている。 ・保護者からは、「保育所以外の選択肢が広がった」「働いていても幼児教育を受けさせることが出来る」「預かり保育をやっているからこの幼稚園を選んだ」との評価をいただいている。  ■実施にあたっての課題 預かり保育事業を実施する幼稚園を増やしていくためには、引き続き、幼稚園の意見を取り入れた事業展開をしていく必要がある。
29	3	①	7	事業所内保育施設の設置促進	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。	事業所内保育施設 入所者数 728人 (H22.4.1現在)	事業所内保育施設 入所者数 850人 (H27.4.1現在)	○事業所内保育施設の入所者は1,156人となっている。（平成23年4月1日現在） ○既認定施設（2か所）に対して運営経費の助成を行った。  ○整備費助成では、申請期間を2回設けて幅広く募集を行ったが、新設には至らなかった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、従業員の中に保育を必要とする人が少ないとの声や、運営費助成の期限（3年間）を撤廃してほしいとの声がある。  ■実施にあたっての課題 認可保育所の新規整備を行っているため、事業所内保育所の利用ニーズが少ない。
30	3	①	8	市立保育所の更なる活用	定員外入所の受け入れ人数拡大や、駐車場整備等による利便性の向上など、既存の市立保育所を最大限活用して待機児童解消を図ります。	実施	推進	○市立保育園28園で施設の改修等を行うとともに、様々な工夫により、特に待機児童の多い0歳から3歳児の受入枠を拡大した（0歳～5歳 254人拡大中、0歳～3歳 247人拡大）。  ○空き定員の解消を図るため、新たに1園で駐車場の整備を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価  ■実施にあたっての課題 これまでも改修工事等も含め、あらゆる工夫を施してきたことから、今後、1・2歳の受入枠を拡大するにあたっては、これまで以上の工夫が必要となる。 また、増改築工事を実施するにあたっては、保育を継続しながらになることから工期が長くなるが、3月末までに着実に工事を終えることが必要になる。
31	3	②	1	保育時間の延長	就業形態の多様化に伴う延長保育のニーズに対応するため、時間延長サービスの拡充を図ります。	実施	拡充	○市立保育園については、多様化する保育ニーズへの対応を図るため引き続き56園で時間延長サービス実施している。  ○民間保育園については、時間延長サービス実施に係るローテーション保育士雇用経費等を助成し、319園で時間延長サービスを実施している。	■利用者・実施事業者の意見・評価 保護者からは、個別の園ごとに実施時間を延長する希望が寄せられた。民間保育所からは、利用料徴収に関する手続き、助成金請求事務の簡素化についての意見が寄せられた。  ■実施にあたっての課題 保育所における長時間の開所にあたっては、保育従事職員を計画的に配置するなど十分配慮しなければならないため、事前に利用者を的確に把握する必要がある。
32	3	②	2	一時保育（一時預かり）の拡充 ＜重点取組①再掲＞	就労形態の多様化やリフレッシュ目的での利用など、保護者のニーズにより柔軟に対応するため、一時保育（一時預かり）を実施する認可保育所や横浜保育室、認可外保育施設を増やします。	一時保育 227か所 乳幼児一時預かり 事業 4か所	一時保育 356か所 乳幼児一時預かり 事業 14か所		

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
33	3	②	3	休日保育の拡充	ターミナル駅など利便性の高い場所を中心に施設の整備を進め、広域的に利用できる施設を増やします。	10か所	27か所	<p>○日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、9か所（市立1か所、民間8か所）休日保育を実施した。（22年度は市立1か所、民間6か所）</p> <p>○23年度は2施設が新たに休日保育事業を実施した。</p> <p>○23年7月から9月に実施された国の電力需給対策に伴う企業の土日就業の取組により保育が必要となった児童の保育について、市内22か所で休日保育を拡大実施した。</p> <p>※年末保育(12/29～30)を実施していた市立保育所3か所（緑区2、保土ヶ谷区1）についてニーズがなかったため、平成21年度を以て事業を終了した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 事業実施者からは、休日に保育を実施することに対し、否定的な保育所が多いことや、休日に開所することによる平日の保育への影響が大きいことことから、複数の保育所により共同実施することや、障害児を受け入れた際の助成内容の向上などの要望が寄せられている。</p> <p>■実施にあたっての課題 国の電力需給対策で休日保育を臨時実施した施設からは、休日に保育に従事する職員の確保や利用ニーズの見込みが立たないことが課題であるとの意見が多かった。</p>
34	3	②	4	障害児等の保育	全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。また、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ促進に向けて、医療機関との連携強化など、体制の整備を進めます。	実施	推進	<p>○市立保育所全園での障害児受入体制を整備した。</p> <p>○結果として市立保育所で障害児・特別支援児の入所者がいた園は89か所あり、受入れ率は約90.6%であった。 民間保育所では障害児の入所者がいた園は211か所あり、受入れ率は約58.4%であった。（平成23年4月1日現在）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 医療的ケアの必要な児童の受入れについては、広聴などにも要望がある。</p> <p>■実施にあたっての課題 医療的ケアの必要な児童の受入状況についてヒアリングを行った。看護師によるケアの体制が十分にとれるよう看護師を確保できる体制作りが必要。また、看護師が必要な相談をできる仕組み作りや、医療機関や行政のバックアップ体制の構築が必要である。</p>
35	3	②	5	病児保育の拡充	就労世帯において、子どもが病気の際に家庭で保育できない場合に、子どもを預かる病児保育施設の整備を進めます。	11か所	27か所	<p>○14か所（12区）で病児保育事業を実施した。</p> <p>○横浜市内の小児医療機関550か所に対し制度案内の送付及び新規募集を行い、新たに1か所の整備を実施した。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 全体の利用児童数だけでなく、1施設あたりの利用児童数も増加しているが、実施事業者からは、当日のキャンセルが多く、従事者の確保や利用料収入の減少が課題であるとの意見が多い。医療機関からは、現在の要綱等だけでは実施の具体的なイメージがわからないことや看護師の確保が困難との意見がある。 市民からは、身近な場所で利用できるよう実施施設を増やすことなどが求められている。</p> <p>■実施にあたっての課題 応募者も減少傾向にあるため、未実施区を中心に実施施設の拡充に向けて、募集方法や制度内容についての見直し必要がある。 関心のある施設が実施につながるよう、広く募集するだけでなく、必要な情報提供や実施に向けた支援を行う必要がある。</p>
36	3	②	6	子育てサポートシステムの推進	地域の中で子どもを預け、預かりあう「横浜子育てサポートシステム」について、利用者のニーズに応じた、より利用しやすいシステムとするため、専任のコーディネーターを配置するなどして、区支部事務局の機能強化を図ります。	区支部事務局の機能強化2区	15区	<p>○利用会員と提供会員の登録・研修、コーディネート等の事務局運営を委託して実施した。</p> <p>○地域子育て支援拠点設置後5年が経過した施設や体制の整った施設では、新たに区支部事務局機能を地域子育て支援拠点に移管した（中区、都筑区、磯子区、緑区）。（累計5区）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 区支部機能を強化した区では、サポートシステム利用希望者の子育て支援ニーズに対して、預かり以外の情報の提供等、拠点が有する機能を活用して対応することができた。また、拠点の未利用者に対して、サポートシステムを通して拠点の周知につながり、子育て情報等の提供が可能になった。</p> <p>■実施にあたっての課題 区社会福祉協議会からの区支部事務局業務の移管にあたっては十分な期間を設け、本部と連携しながら丁寧な引き継ぎを行い、利用者への周知を早めに行う等、円滑に移行できるよう準備を進める必要がある。</p>
37	3	②	7	市立保育所の民間移管	保育時間の延長や一時保育などの多様なニーズに効率的に対応するため、市立保育所を年4園程度民間移管します。	実施	推進	<p>○平成24年度民間移管予定園（4か所） 園長予定者、主任保育士予定者による引継ぎ（4月～3月）、次年度担任保育士予定者による共同保育（1月～3月）、保護者・法人・横浜市で構成される三者協議会（5月～2月）等を実施した。</p> <p>○平成25年度民間移管予定園（4か所） 法人選考委員会（5月～11月）を開催した。6～7月に移管先法人の募集を行い、書類選考、実地調査、法人面接を経て、11月に移管先法人を決定した。</p> <p>○平成26年度民間移管予定園（2か所） 移管予定園を10月に発表し、保護者説明会、個別相談を実施した。</p> <p>○既移管園（28か所）のアフターフォローを行った。 ○既移管園では、平日20時までの保育時間延長、3歳児以上への主食提供が28園すべてで実施されているなど、保育サービスが充実している。また、移管により一定の経費縮減効果が得られている。 ○関係者へのアンケート、既移管園のサービス実施状況等を調査し、事業検証を行った。その結果、平成26年度～平成28年度の移管については年2園にすることとし、選考の更なる充実を図ることとした。（従来は年4園）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 平成23年度に既移管園の保護者アンケートを行ったところ、回答者の約9割が移管後の保育に「満足」・「どちらかといえば満足」と答えている。 移管後の園運営は概ね順調に行われており、新たに実施されているサービスについても好評である。</p> <p>■実施にあたっての課題 平成26年度移管以降の3年間については移管園数が年2園になったことにより、選考方法等を改めて検討する必要がある。</p>
38	3	③	1	保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定及び推進	国が策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム（保育の質を高め、深化拡大する保育所の役割を十分に果たすためのプログラム）」を踏まえ、「保育所職員の研修体制の見直し・充実」「人材確保に向けた取組」「保育所の自己評価による質の向上」「小学校や地域との関係機関との連携強化」等を実現するためのアクションプログラムを策定、推進します。	実施	推進	<p>○平成22年度に策定した「横浜市の保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を推進するため、市立・民間保育園長による検討会を設置し、「保育の振り返り（自己評価）の推進、研究発表会の推進、横浜版保育課程の取組の推進、保育所児童保育要録の取扱事項の検討」など、横浜の保育の質の向上を目指す内容となった（4部会×3回開催）。</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 園内研修を工夫しているため、その成果を発表できる場ができるのはよい。他の園で行っている園内研修の内容について知りたい。 公民検討会で横浜の指針となるものができるのは良いと思う。</p> <p>■実施にあたっての課題 プログラム推進にあたり、地域での研修を充実させていく必要がある。</p>
39	3	③	2	福祉サービス第三者評価制度の充実	保育サービスの向上・充実を目的に実施している「保育所の福祉サービス第三者評価」について、国の指針やガイドラインに沿って評価内容の見直しを行います。また、保育所への制度の周知や、評価調査員に対する研修の充実を図り、第三者評価の定着・促進をめざします。	実施	推進	<p>○保育所保育指針の改訂を受け、横浜市福祉サービス第三者評価検討委員会保育分科会を開催した。保育分科会において、国の「自己評価ガイドライン」に沿った自己評価の取組や、保育所児童保育要録についての項目など、評価内容の見直しをし、評価基準等の改訂を行った。</p> <p>○新しい評価項目での評価の実施に向け、評価機関所属の既登録評価調査員（保育分野）に対して研修を実施した。（3回開催）</p>	<p>■利用者・実施事業者の意見・評価 国の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（保育所版）に合わせた見直しの検討が必要である。</p>
40	3	③	3	市立保育所を活用した保育資源ネットワークの構築（試行実施）＜基本施策2再掲＞	保育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした「保育資源※ネットワーク」の構築に向け、情報交換会や研修会を通じた情報・ノウハウの共有、地域における子育て支援事業の充実を図るなど、区ごとの状況に応じたモデル的取組を進めます。 ※認可保育所、横浜保育室、認可外保育施設、家庭保育福祉員等	— (22年度新規)	推進		

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
41	3	③	4	運営指導や監査の充実	保育の現場での監査結果に基づき、きめ細やかで効果的な運営指導を行い、保育の質の向上を図ります。また、関係機関が連携を図り、適正な保育サービスの提供に向けて必要な指導・助言を行います。	実施	充実	○「児童福祉施設最低基準」及び保育所運営費に係る本市要綱等に基づき、施設の運営や児童の処遇、会計処理について指導監査を実施しました。 ・最低基準及び要綱等に違反する場合、期限を定めて改善報告書の提出を求めた指摘件数：77件	■達成状況 平成23年度監査で指摘した事項は、平成24年4月時点ですべて改善が図られています。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 6月には保育園の施設長を対象とした監査説明会を開催しました。監査の目的及び改善に向けた流れについて説明したところ、十分な理解が得られました。 ■実施にあたっての課題 監査で指摘した後の改善指導に向けた関係区・課との一層の連携強化が課題となっています。
42	3	④	1	幼稚園就園奨励補助金の実施	幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園就園奨励補助金を継続します。	実施	推進	○幼稚園就園奨励補助事業を継続し、市内61,952人の私立幼稚園児の保護者の負担軽減を図った。 ○世帯の市民税額に応じて6つの区分に分けて、幼稚園に通っている第一子の場合、補助単価年22万～4万8千円を補助した。 ・厳しい財政状況の中、前年度と同水準以上の補助単価を確保。 ・従来から国補助のないF区分が全世帯の4割強あるが市費で単独補助を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜市幼稚園協会からは、就園奨励補助について、「質の高い幼稚園教育を受けつ世帯と考えて幼稚園に入園させている保護者にとってこの上ない思いやりの支出である」とご意見をいただいています。また、質の高い幼稚園教育の維持充実の観点から、公的補助として、補助単価の増額を求められています。 ■実施にあたっての課題 厳しい財政状況の中、前年度同様の補助単価の維持が課題となっている。
43	3	④	2	幼児教育と小学校教育の連携促進と未就学期の教育に関する検討	幼稚園や保育所に通う子どもと保護者が、小学校以降の教育へ円滑に移行できるよう、児童同士の交流を図るとともに、教員等の連携、接続期のカリキュラム開発、関係機関のネットワークを強化するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。また、未就学期の教育のあり方について検討を行います。	- (22年度新規)	推進	○幼稚園・公私保育園・小学校・幼保小連携推進地区の組織の代表が2年間をかけて議論を重ね、理論と実践両面から協働で研究を行い、「育ちと学びをつなぐ『横浜版接続期カリキュラム』」を開発した。 ○横浜版接続期カリキュラムは、3月に市内幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校・関係機関合計1432カ所に配付した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・冊子を参考に現場で接続期カリキュラムに取り組み動きが活発化してきた。幼保では幼稚園協会・保育園長会・ネットワーク事業等で、小学校では児童支援専任会や区校長会で研修が行われた。 ・全国に先駆けた取組であったことから、全国10都市以上から問合せを受けるなど高く評価されている。 ・昨年度で初めて作成した「安心して入学を迎えるために」のリーフレットに対し、「こういうものがほしかった。安心できた」という保護者の声が多数あったと園関係者からの情報が多数寄せられた。 ■実施にあたっての課題 ・平成22年度から始めた研究の成果をより幅広く、また継続的に実践へとつなげていくことが課題となっている。また、実践を通して接続期のカリキュラムのあり方について評価・検証に取り組む、更なる改善をする必要がある。

施策分野2 子どもや青少年の自立に向けた支援

基本施策4 学齢期から青年期の子ども・青少年の育成施策の推進

44	4	①	1	放課後児童育成施策の推進	すべての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的として、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の放課後3事業の運営や活動内容の充実を図ります。また、増加している留守家庭児童に対応し、ニーズの高い小学校区に19時までの放課後の居場所を整えます。	19時まで放課後の居場所のある小学校区 232カ所	ニーズの高い小学校区全て (309カ所)	○19時までの放課後の居場所が251学区（15学区増）となった。 ・放課後キッズクラブ：82カ所（9カ所増） ・はまっ子ふれあいスクール：267カ所 従来型 235カ所 充実型 27カ所 特別支援学校 5カ所 ・放課後児童健全育成事業：198カ所（4カ所増・2カ所廃止）	■利用者・実施事業者の意見・評価 キッズの保護者アンケートでは、安心して子どもを預けられるなど、概ね満足度が高い評価を受けている。 また、留守家庭児童への対応のため、キッズへの転換を望む保護者の声があがっている。 ■実施にあたっての課題 ・児童数が増え、19時までの放課後の居場所のニーズが高い学校における実施場所（余裕教室）の不足。 ・35人学級の実施による、更なる学校での実施場所の不足。 ・キッズとはまっ子の事業目的・内容がわかりにくくなっているため、キッズ転換の理解が得にくい。
45	4	①	2	青少年地域活動拠点の整備・運営	地域で青少年の成長を支援するため、主に、中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流や社会体験・職業体験、学習サポート等を行なう「青少年の地域活動拠点」を設置します。	実施	推進	○8区で青少年の地域活動拠点を運営。（利用人数 64,391人） ○平成24年3月に金沢区青少年の地域活動拠点開設準備を行った。 ○多様な人や様々な文化・知識等に触れられる場として、拠点ごとに利用者のニーズに応じた様々なプログラムを提供した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 対象となる青少年の居場所としてだけでなく、青少年に関わる大人の活躍の場としても評価が高い。 ■実施にあたっての課題 安定的な活動を行うために、地域や団体の連携を強化する必要がある。
46	4	①	3	プレイパーク事業の推進	子どもの創造力を生かした自由で冒険的な遊び場ができるプレイパークが、より多くの子どもたちにとっての身近な居場所となるよう、活動団体を支援し、開催数の増加を図るとともに、区局の連携を強化していきます。	実施	推進	○開設カ所数は4カ所増の18カ所となった。 ・参加人数：113,379人（9,966人増）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・普段はなかなか公園でできないことを体験することができた。 ■実施にあたっての課題 ・運営を担う地域ボランティアの確保、育成。 ・プレイパーク事業の周知。
47	4	①	4	青少年施設を活用した自然・科学・社会体験活動の推進	青少年施設（青少年交流センター、野島青少年研修センター、青少年育成センター、はまぎんこども宇宙科学館[横浜こども科学館]）や野外活動センターで実施する自然・科学・社会体験事業を通じて、多様な体験機会を拡充します。	実施	推進	【青少年施設・野外活動施設】 ○学校との連携事業や施設の立地条件を活かした体験事業など、様々な体験活動のプログラムや体験機会を提供した。 ○自然体験活動などを主導する青少年指導者を対象とした研修を実施した。 ◆青少年施設利用人数 青少年交流センター 145,002人 青少年育成センター 53,571人 野島青少年研修センター 11,143人 ◆野外活動施設利用人数 三ツ沢公園青少年野外活動センター 17,047人 くろがね青少年野外活動センター 16,594人 こども自然公園青少年野外活動センター 24,161人 道志青少年野外活動センタースポーツ広場 3,426人 道志青少年野外活動センターキャンプ場 3,795人 【科学館】 ○社会的関心の高い題材を取り上げるなど、ニーズに応じたさまざまな科学体験プログラムを実施した。 こども科学館 246,218人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・各施設において様々な体験機会を提供する以外に、施設利用団体が実施するプログラムに対するアドバイスを行うなど、柔軟に事業の実施及び支援をおこなった。 ・23年度は、東日本大震災に関連し、夏季期間の青少年交流センター及び青少年育成センターの輪番休館や野島青少年研修センターにおける被災者受入れ等を実施。 ■実施にあたっての課題 プログラムがマンネリ化しないよう、ニーズを捉えて新しいプログラムを実施していくことが必要である。 青少年施設、市内野外活動施設、こども科学館について、より一層の利用促進を図るとともに、「野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」を踏まえた見直しを進める必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
48	4	①	5	学校における体験的活動の充実	学校の特色を生かした校外学習や、体験的な学びを推進し、児童生徒の人間性や社会性の育成に取り組めます。	実施	充実	事業終了（平成22年度をもって教育委員会全体としての取組は終了したが、それまでのモデル校での実績を踏まえて各学校で取り組んでいる）。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・体験をキーワードに、様々な提案が1つにつながっており、大変分かりやすかった。 ■実施にあたっての課題 ・小中7年間の学びの中で、一貫した観の共有を推進することが今後の課題。
						実施	充実	○年6回の『横浜の時間』実践講座を実施した。 ○教育実践フォーラムにて、生活科と『横浜の時間』の連続性を意識した「豊かな体験を通じた学び」分科会を開催した。 ○『横浜の時間』HPを立ち上げ、その中で学習ガイドや学習課題に向けた取組情報を発信した。	
49	4	①	6	職場体験を中心とするキャリア教育の推進	中学校において職場体験を実施するなど、小中学校9年間を通じたキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。	実施	推進	・小中一貫教育推進4ブロックでの指定（小7校、中4校）とY・Y NET上での情報発信 ・小中一貫教育推進4ブロックでの9年間を通した全体計画の作成 ・職業体験プログラムを135校（91%）で年2日以上実施	■実施にあたっての課題 ・小中9年間を通した系統的なキャリア教育を推進することが今後の課題。
50	4	②	1	思春期問題啓発事業の推進	思春期の青少年が抱える性的問題や飲酒・喫煙をはじめとした薬物の乱用、不登校、ひきこもり等の課題への理解を深めるため、市民講座・シンポジウム等を開催するほか、地域における講座等に講師を派遣し、普及啓発を行います。	実施	推進	○地域の大人が、思春期の青少年を取り巻く環境や抱える課題について理解を深め、青少年の育ちを地域全体で見守る環境の整備を目的に、主に地域で開催される学習会等に講師を派遣する「思春期キャラバン」を実施した。（37回、参加者数3,209人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 インターネット・携帯電話、子どものかかわり方等の様々なテーマに申込みがあり、子どもの心を理解する上で示唆に富む内容であったとの意見があった。 ■実施にあたっての課題 思春期問題に限らず、広く地域の団体等に呼びかけ、啓発に取り組んでいく必要がある。
51	4	②	2	市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進	コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。 また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。	実施	推進	○市内の書店、古書店、コンビニエンスストアに対し、図書の区分陳列調査実施前(6月)に啓発チラシを配布した。（1,195部） ○青少年指導員による市内の図書類販売店への有害図書類の区分陳列調査を実施した。区分陳列調査を実施した店舗のうち条例を遵守できている店舗は全体の88%であった。（7～8月）(901店舗) ○図書の区分陳列調査の結果、不備のある店舗に対し、職員による立入調査を実施し、指導・啓発を行った。（年間90店舗）	■利用者・実施事業者の意見・評価 毎年継続して調査を行っている結果、店舗における規則の認識度が向上している。 ■実施にあたっての課題 今後は、インターネットや携帯端末による有害サイト対策への取組を強化する。
52	4	③	1	横浜市青少年育成協会、青少年団体、NPO、学校等の連携による体験活動プログラムの開発	「公益財団法人よこはまユース」が中核となり、青少年団体、NPO、学校等の連携により、青少年が多様な人と関わり、様々な文化・知識等に触れられる場・機会を提供する体験活動プログラムを開発し、地域で体験活動を展開します。	実施	推進	○（公財）よこはまユースが中心となり、市内で青少年の健全育成を目的とした活動を行う団体に広く呼びかけを行い「よこはまのこどもの活動体験フェスタ」を実施した。各団体の特性に応じた体験プログラムを提供し、様々な体験機会を提供した。 ・「よこはまの青少年の体験活動フェスタ」（参加団体：5団体、参加人数：1,853人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 青少年団体等の協力により、横浜市内で気軽に体験活動に参加できる場を提供した。 ■実施にあたっての課題 ・実施主体となる（公財）よこはまユースの活性化を図り、充実した事業となるよう支援を行う必要がある。
53	4	③	2	ユースコーディネーター養成と青少年育成者・団体の連携促進	「公益財団法人よこはまユース」が中核となり、さまざまな形で青少年に関わる指導者・育成者（ユースコーディネーター）を養成するとともに、青少年育成者や青少年団体の連携を促進することで、青少年育成に関する情報・ノウハウを蓄積し、共有化を図ります。	実施	推進	○青少年の成長を支援する人材を育成するため、青少年育成センター及び青少年交流センターにおいてユースコーディネーターの養成（研修及び実践機会の提供）を行った。 ○高校生から社会人までのボランティア活動の場として青少年交流センターを活用し、勉強を教えるなどの異年齢交流の機会を提供した。 ○青少年団体における指導者と施設との連携により、協働事業を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 青少年施設などを活用し、青少年と地域の大人が関わる場を提供した。青少年だけでなく、活躍の場が少ないボランティアからの評価も高い。 ■実施にあたっての課題 今後は地域の青少年指導員や青少年団体などに向けての研修も行き、地域で青少年を見守り育てる体制づくりと並行して指導者・育成者の養成を行う必要がある。

基本施策5 困難を抱える若者の自立支援の充実

54	5	①	1	青少年相談センター、よこはま若者サポートステーション、地域ユースプラザの機能及び連携強化	困難を抱える若者に対して、一人ひとりの状況に応じて、きめ細かく、切れ目ない相談支援を実現するため、青少年相談センター※1、よこはま若者サポートステーション※2、地域ユースプラザ※3とによって構成される「ユーストライアングル」を中心とした連携を強化します。また、連携の中核機関として青少年相談センターの機能強化を検討するとともに、「こころの健康相談センター」やハローワークなど関係機関との連携を進めます。 ※1 青少年に関する総合相談及び社会参加に向けた継続支援を行う。 ※2 就労に困難を抱える若者とその保護者を対象に、職業的自立に向けた総合相談や継続的支援を行う。 ※3 ※1、2の支所的機能を有し、地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年を支援する。	実施	推進	○青少年相談センター、若者サポートステーション、地域ユースプラザとによって構成される実務者連絡会・支援者学習会（定例的に開催）で、事例検討や情報交換、連携上の課題解決に向けた検討を行い、3機関において適切な支援につなげるためのガイドラインを作成した。 ○青少年相談センターに心理療法嘱託員を新たに配置（3名）し、支援困難事例への対応強化に取り組んだ。また、対象年齢を概ね15歳から40歳未満までに拡大するなど、相談支援機能の拡充を図った。 【のべ利用者数】 ・青少年相談センター 13,938人 ・若者サポートステーション 16,657人 ・地域ユースプラザ 20,271人 合計 50,866人	■利用者・実施事業者の意見・評価 定例的に実務者による会議を設けることで、実務者同士の「顔の見える関係」が構築され、さらに具体的なガイドラインができたことにより、円滑な利用者の紹介・引継が可能となった。 ■実施にあたっての課題 3機関の相互支援の状況を確認するなど、情報共有を進める必要がある。 また、困難を抱える子ども・若者を3機関につなげていくための積極的なPRを行う必要がある。
55	5	①	2	よこはま型若者自立塾など社会参加・就労体験プログラムの拡充	困難を抱える若者の社会・経済的な自立を支援するため、集団生活による生活訓練、ボランティア活動や豊かな自然の中での就労体験（ジョブキャンピング）を行なう「よこはま型若者自立塾」など社会参加・就労体験プログラムを拡充します。	実施	拡充	○各機関等で社会参加・就労体験プログラムの提供を行った。 ○利用者のニーズを把握し、より参加しやすいプログラムを拡充した。 【のべ利用者数】 ・青少年相談センター 276人 ・※野菜の販売体験等 ・若者サポートステーション 3,436人 ・※IT企業での職場体験等 ・地域ユースプラザ 4,917人 ・※福祉施設でのボランティア等 ・よこはま型若者自立塾（拡充含む） 5,983人 合計 14,612人	■利用者・実施事業者の意見・評価 回数を重ねて参加することにより、人や社会と関わりを持つことへの抵抗が軽減し、自信を持てるようになるなどの効果がみられる。 よこはま型若者自立塾は、被災地復興支援プログラムや事業継続による地域や関係機関との相互理解が深まったことにより、多くの社会参加・就労体験機会を得た。 ■実施にあたっての課題 受け入れ先の事業所等に対し、不登校やひきこもりなどにより、社会経験が不足している若者への理解を求めていく必要がある。 また、プログラム実施にあたっては、体験先のスタッフとの連絡調整を密に行い、利用者の状況の把握やフォローを行っていく必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
56	5	②	1	困難を抱える若者の新たな就労の場づくりの検討	困難を抱える若者が就労訓練を経たあとに、切れ目なく就労に繋がるための中間的就労の検討など、支援の構築を進めます。 また、神奈川県や就労支援機関、横浜商工会議所、横浜市中心職業訓練校、青少年自立支援機関などとともに、困難を抱えた若者の就労支援について検討を進めます。	実施	推進	○横浜市子ども・若者支援協議会の若者自立支援部会において、新たな就労の場づくりについて検討した。（就労支援員、コミュニティ・ビジネスの創出など） ○雇用連絡会議を通じ、商工会議所、ジョブマッチングよこはまとの連携により、中小企業での就労の場の開拓に取り組んだ。 ○労働意欲の向上や、仕事のやりがいを体験してもらうため、奨励金を交付する長期就労訓練をモデル実施した。（利用者数：34人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 奨励金が交付される訓練により、長時間・長期間の就労訓練にチャレンジする若者が増えた。（支援団体） ■実施にあたっての課題 若者が社会的な支援を受けながら働きつづけることができる環境が十分に整備されていない。
57	5	②	2	市内事業者によるインターンシップなどの受入促進	インターンシップや就労訓練の受け入れ先となる企業開拓に努めるとともに、市内経済団体、就労機会のあるNPOや団体などに理解を求める取組を推進します。 また、若者サポートステーションやよこはま型若者自立塾で実施するインターンシップなどの就労訓練プログラムの充実を図ります。	実施	推進	○若者サポートステーション、よこはま型若者自立塾で就労訓練プログラムを実施した。（利用者数：97人） ○困難を抱える若者の就労訓練協力団体表彰を創設し、団体の表彰を行った。（局長表彰団体数：9団体）	■利用者・実施事業者の意見・評価 就労訓練により、若者が自信をつけ進路を定めるなど、大きく成長できる一方、途中で体調不良などを理由に継続できない若者がいる。このように、若者の実力を見極める良い機会になっている。（支援者） ■実施にあたっての課題 企業が求める人材と若者の適正を見極め、適切にマッチングするため、支援者の人材育成が求められる。 就労訓練受入団体の負担が大きいため、企業等のインセンティブを高めるため表彰制度を創設した。この制度を広く周知して、若者の能力やニーズに応じた、多様な業務を経験できるよう受入団体の開拓を推進する必要がある。
58	5	②	3	若者の雇用・就業支援	市内経済団体や関係機関等と協働しながら、若者の就労を支援します。 具体的には、職業訓練から採用までの一貫したプログラムを実施する「横浜型若者就労支援事業」をはじめ、無料職業紹介事業や横浜市中央職業訓練校における職業訓練、さらにはハローワークや横浜商工会議所などと連携した合同就職面接会の開催等に取り組みます。	実施	推進	○横浜型若者就労支援事業 横浜市工業会連合会と連携し、職業訓練から採用までの一貫したプログラムを実施し、ものづくり業界へ若手人材の就業支援を行った。（受講申込114人、受講者40人、就職決定者27人） ○合同就職面接会 ハローワークや横浜商工会議所などと連携した合同就職面接会・合同企業説明会を8回開催した。 ＜内訳＞ 高校卒業予定者対象：4回、年齢制限無し：3回 大学等卒業予定者・既卒3年以内の若年者対象：1回 ・8回の参加者数4,017人、参加企業数455社、就職決定者数280人(4月末現在) ○ジョブマッチングよこはま 横浜で働きたい人と市内企業のマッチングを行う本市独自の無料職業紹介事業では、求職相談のほか、若年者、大卒予定者を対象とした就職支援セミナーを実施した。また、市内大学に出向き、大卒予定者の就職内定状況をヒヤリングするとともに、事業の紹介を行った。（新規求人企業数217社、新規求人人数1,085人、新規求職者数778人、就職決定者数212人内30代以下の就職決定者数110人）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・「ジョブマッチングよこはま」に対しては、「事務職で何回応募しても結果が出ず困っていましたが、応募書類対策・面接対策等をやってもらったおかげで、正社員での採用が決まりました。」「新卒で入った会社でうまくいかなかったことがきっかけで失業し、1年間就職活動をしていましたが、ジョブマッチングよこはまに登録して数回の面談のすえ、自分が望む条件に合った企業を紹介して頂き、正社員として就職できました。」等の意見が寄せられている。 ■実施にあたっての課題 ・横浜型若者就労支援事業：職業訓練から採用まで一貫したプログラムを実施する業界団体の確保。 ・ジョブマッチングよこはま：求人登録企業と求職登録者とのマッチング。
59	5	③	1	中・高校生世代を中心とした青少年の進路選択とキャリア形成に関する早期支援の仕組みの検討	職業意識の醸成や、キャリア形成を図るため、家庭環境や学習面等に課題を抱える中・高校生世代を中心とした、早期の段階から学習支援や就労支援、メンタル面でのサポートなどのモデル事業を行い、学齢期・青年期からの早期支援の仕組みづくりにむけて取り組みます。	— (22年度新規)	推進	○小・中学生 不登校、ひきこもり、発達障害、家庭における問題など、さまざまな理由から対人や学習面などにおいて困難を抱えている青少年に対して寄り添い型の支援を行った。 ・開設数：4か所（神奈川区・南区・泉区・瀬谷区） ・利用者数：1,347人 ○高校生 中退や卒業後も就労が困難な生徒を多く抱える高校を対象に、医療・福祉へのつなぎ、生活習慣の改善や職業意識の醸成など、個々の状況に応じた進路選択支援を行った。 ・学校数：3校 ・利用者数：105人	■利用者・実施事業者の意見・評価 小・中学生については、挨拶ができるようになる、会話が増える、以前に比べて表情が明るくなるなど改善が見られる。高校生については、出張相談から若者サポートステーションのセミナー受講につながるなど、個別の状況に応じた支援に結びいている。 ■実施にあたっての課題 利用者である青少年の状況に応じたより効果的な支援を進めるため、教育委員会と充分協力し、学校現場と連携した支援を行っていく必要がある。
60	5	③	2	職場体験を中心とするキャリア教育の推進 <基本施策4再掲>	中学校において職場体験を実施するなど、小中学校9年間を通したキャリア教育を推進します。道徳、特別活動、総合的な学習の時間など様々な学習の場面を通じて、学ぶこと、働くことの意義を考え、望ましい職業観や勤労観を育みます。	実施	推進		
61	5	④	1	横浜市子ども・若者支援協議会の設置	複雑で多様な困難を抱える子ども・若者を支援するため、教育、保健・医療、福祉、雇用など分野の異なる関係機関、団体、NPO等が連携・協力する「横浜市子ども・若者支援協議会」を設置します。これによって、子ども・若者支援のための有効なネットワークの形成や幅広い知識を持った人材の育成など、包括的な支援体制を整備します。	— (22年度新規)	推進	○学識経験者、関係機関の代表等の委員により構成される「横浜市子ども・若者支援協議会」の運営を行った。協議会では、行政を始め子ども・若者の育成支援に関わる関係機関・団体、地域などが取り組むべき方向性と具体的な施策や事業についての議論が行われ、報告書として意見がまとめられた。 ・開催回数 15回（協議会2回、部会等13回）	■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜市は、全国の中でも先進的な取組を行っている。（宮本座長） ■実施にあたっての課題 23年度の意見提案を踏まえ、施策の体系化・具体化について検討するため、子ども・若者を対象とした実態調査・事業のモデル実施を行い、結果を検証していく必要がある。
62	5	④	2	困難を抱える若者の社会・経済的な自立を総合的に応援するウェブサイトの運営	就労など進路選択に困難を抱える若者の自立を総合的に応援するウェブサイト構築・運営します。 ウェブサイトでは、若者に対する行政や民間の支援情報を日々更新すると共に、ネット上での若者相互の情報・意見交換の場の設定、支援に積極的に取り組む企業・NPO法人の紹介、若者の仕事体験やインターンシップの実施状況の発信などを行っていきます。	実施	推進	○ウェブサイト「ハマトリウムカフェ」を運営し、若者の就労体験や就労訓練の実施状況、自立支援関連の講演会等の発信を行った。 ○若者の就労支援に関する施設やイベント、就労訓練情報を提供し、若者の就労への関心を喚起している。（アクセス数：年間64,996件）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ハマトリウムカフェから情報を得て、本市の若者支援サービスに繋がった例などが支援者から報告されている。 若者からも支援関係の情報を一括して入手できるようになったという評価を得ている。 ■実施にあたっての課題 学識経験者や若者支援者から、インターネットを活用した情報提供の取組は、先進的であるとの評価を得たが、財政的支援なしでの継続運営が困難である。

施策分野3 様々な背景や課題を抱えた子どもや青少年とその家庭への支援

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実



「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
63	6	①	1	乳幼児健診等を活用した家庭の状況把握 ＜基本施策1再掲＞	支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時に面接を行います。また、出生連絡票の回収率を向上させ、新生児のいる家庭の把握に努めます。 さらに、相談や支援を充実させるため、乳幼児健康診察時の問診項目の見直しを行い、産後うつや不適切養育の予防を図ります。	実施	推進		
64	6	①	2	支援を必要とする家庭への訪問や産前産後のヘルパー派遣の実施 ＜基本施策1再掲＞	支援が必要な家庭を早期に把握するため、母子健康手帳交付時の面接や出生連絡票の提出、こんにちは赤ちゃん訪問、区役所での子ども・家庭支援相談、医療機関からの情報提供などあらゆる機会を活用し、専門職による家庭訪問、産前産後ケア事業などの支援へつなげます。	実施	推進		
65	6	①	3	児童虐待防止の啓発と地域の支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の充実	市民や地域関係者に向けた児童虐待防止の広報・啓発活動を進めるとともに、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、地域の支援ネットワークの充実を図ります。 区役所（福祉保健センター）と児童相談所を中心に、支援の基本となる個別ケース検討会議の充実に向けて、地域関係者向けの研修会を行います。また、要保護児童対策地域協議会の代表者会議「横浜市子育てSOS連絡会」や各区の実務者会議「各区虐待防止連絡会」との連携強化を進め、協議会全体の活性化を図ります。	実施	充実	○情報共有の為の連携会議の整理やツールの見直し等を行い、関係機関相互の連携強化を図った。 ・虐待の程度を表す「共有ランク」を策定し、区と児童相談所間で運用開始 ・学校と区・児童相談所間での情報共有を進めるための仕組みを制定 ・虐待対応の手引き（子ども虐待防止ハンドブック）を改訂し、関係機関に配布 ・区の職員のための「養育支援マニュアル」を改訂し、各種会議（養育支援カンファレンス／個別ケース検討会議／進行管理会議）の定義等を整理 ○11月の児童虐待防止月間を中心に、各区役所、児童相談所を中心とする関係機関や民間企業等と協働して、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施した。 ・産科医療機関でのリーフレット配布・ポスター掲示 ・地下鉄・バス等の公共交通機関、商店街、コンビニエンスストアでの啓発 ・5区市共同による一斉街頭キャンペーンの実施	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・地域ネットワークの要である要保護児童対策地域協議会が一人ひとりの子どもやその家族の支援のために機能するように、協議会の各会議が効果的且つ効率的に実施運営されていくことが必要である。 ■実施にあたっての課題 ・児童虐待事例は複雑な問題を抱えていることが多く、その対応には専門的な知識や技術を必要とする。関係機関相互の連携強化と共に、区や児童相談所職員、その他の地域関係者等の支援者の専門性を更に高めていくための取組みが必要である。
66	6	①	4	児童相談所等の相談・支援体制の充実	夜間・休日における緊急の児童虐待通報や相談に迅速に対応する体制を強化するとともに、複雑化・深刻化する児童虐待等に適切に対応できる専門性の高い職員の人材育成を図ります。 また、虐待の早期発見や再発防止のために、区役所（福祉保健センター）の対応の充実を図ります。さらに、子どもに対してよりケアの行き届く一時保護所のあり方や、障害児への虐待防止に向けた支援のあり方を検討します。	実施	充実	○虐待対応専門員の2人体制により、夜間・休日の通報・相談に対する電話連絡調整（5,169件）や現地調査及び家庭訪問（288件）などを迅速に行った。 ○区と児童相談所において、「在宅支援進行管理会議」を実施し、児童虐待ケースの情報共有と支援状況の確認を定期的に行った（年78回 ※各区2回～12回）。在宅支援進行管理会議の実施により、区と児童相談所がそれぞれに抱える児童虐待ケースの情報共有をタイムリーに行うことができた。 ○北部児童相談所一時保護所の整備に向けて調整を進め、施設が完成するまでの間の暫定的対応として、北部児童相談所内に幼児向けスペースを整備し、一時保護を実施した（定員：幼児6名）。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・通報に対する対応や在宅支援進行管理会議の実施にあたり、福祉保健システムを用いることで情報共有と事務の省力化が図られた。 ・北部児童相談所内で幼児の一時保護を実施したことで、保護した児童の状態の把握や家族再統合への対応など、よりきめ細やかな支援が実施できた。 ・改訂した養育支援マニュアルや共有ランクの活用などにより、区と児童相談所の連携が進んだ。 ■実施にあたっての課題 ・区と児童相談所間の効率的な会議、効果的なカンファレンスの実施方法は検討する必要がある。 ・児童虐待等に関わる困難事例への対応やスーパーバイズなど、児童相談所の専門性の高い人材の確保と育成による、区に対するバックアップ体制を積極的に進める必要がある。
67	6	②	1	横浜型児童家庭支援センターの設置	養育に課題を抱える家庭ができるだけ地域で安定して生活できるよう、既存の「児童家庭支援センター※」の機能に加え、ショートステイ等の預かりサービスのコーディネートを一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」を児童養護施設等に併設します。さらに、施設を退所した児童及びその家庭や、里親家庭への支援も行うよう、機能を拡充します。 ※児童福祉法に基づく施設。地域の児童に関する相談に応じるなど、児童・家庭の福祉の向上を図る。	0か所 (児童家庭支援センターとして1か所)	9か所	○横浜型児童家庭支援センターは、新規1か所が開所し、3か所となった。（相談受付件数：延べ763件） ・旭区の児童家庭支援センター「おおいけ」及び泉区の「杜の郷子ども家庭支援センター」において、区福祉保健センター等と連携し、地域への支援を実施した。 ・10月に、3か所目となる児童家庭支援センター「みなと」が中区に開所し、地域の家庭への支援を開始した。 ・2月にセンターの連絡会を開催し、運営ガイドラインの策定の検討を開始した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・いざという時に預かりを実施できる施設があることで、要支援家庭の負担軽減につながっている。 ・児童家庭支援センターの近隣世帯の支援が中心となっているため、より範囲を広げて支援を行ってほしい。 ■実施にあたっての課題 ・運営ガイドラインの整備、運営施設連絡会の立ち上げのほか、出張相談など、制度の充実に向けた検討が必要。
68	6	②	2	ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実	家庭において、保護者の疾病その他の理由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う、ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)の実施施設を増やします。	実施	充実	○児童養護施設3か所、母子生活支援施設1か所で短期預かりを実施した。（利用者数：延べ384人） ・横浜型児童家庭支援センターに係属する支援する子どもに対し、預かりを行うモデル事業を3施設（既設2か所、新設1か所）で実施した。 ・母子生活支援施設においても、預かりを行うモデル事業を1施設で実施した。	■達成状況 23年度中に新規のセンターを1か所が開所した。 ■利用者・実施事業者の意見・評価 実施事業者からはセンター間での意見交換会の複数回の開催を要望されている。 ■実施にあたっての課題 区役所とセンターの連携の強化
69	6	②	3	家族再統合事業の推進	児童相談所が中心となって、児童養護施設等の入所児童の状況に応じたプログラムを策定し、家族再統合を推進するために、親子関係に係わる治療・教育的プログラムなどの充実を図るほか、施設との連携により、家庭支援を担う人材の育成や、定期的協議を行います。さらに、再統合後の家庭で適切な養育が行われるよう、支援体制を充実するほか、区役所（福祉保健センター）、保育所、学校など地域の関係機関との連携を強化します。	実施	推進	○児童福祉施設の措置ケースを点検（834件）し、家族再統合可能な場合は、プログラムを策定した。（180件） ・児童福祉施設との連絡会を実施（3回） ・関連機関との個別カンファレンスを実施し、ほとんどのケースについて再統合プログラムの実施を進め110件の家族再統合を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・家族再統合については、一時保護所から家庭引き取りの際にもプログラムを実施していくことができた。 ・施設ファミリーケースワーカー、母子生活支援施設職員などから、家庭支援連絡会の継続希望が出されている。 ・プログラム策定に当たっては、当事者や支援者等の関係機関を交えた合同ミーティングを開催することで、それぞれの意向を反映させた、より実効性のある内容になってきている。 ■実施にあたっての課題 ・児童相談所内の虐待対応チームと連携し、よりスムーズに支援を推進する必要がある。 ・養育支援家庭訪問員、養育支援ヘルパーの利用により、アフターケアを充実させる必要がある。
70	6	③	1	児童養護施設の新規整備	児童虐待など様々な事情で家庭での生活が困難な児童が入所する児童養護施設を新たに整備します。整備にあたっては、整備地域が偏らないよう配置バランスを考慮します。	446人	518人	○新規建設工事に着工した（1か所） ・新規整備の着工時期が予定より少し遅れたが、23年度で遅れを取り戻せる予定である。 ・22年度末定員：9か所、定員446人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 震災の影響で、建築資材の調達に影響が出る可能性がある。
71	6	③	2	老朽化施設の再整備と個室化・ユニット化の推進	老朽化した児童養護施設などの改築を進めます。児童居室の個室化や、家庭に準じた規模として6人程度のグループごとに居室、台所、浴室などを整備するユニット化を進め、居住環境の改善を行います。	実施	推進	○改築工事をしゅん工した（1か所、定員76人→96人） ・予定通り改築工事がしゅん工して個室化・ユニット化され、定員も76人から96人に増加した。 ・22年度末定員：9か所、定員446人	■利用者・実施事業者の意見・評価 施設からは、入所児童の居住関係が改善され、今後年齢の高い児童にも対応しやすくなるという話があった。 ■実施にあたっての課題

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
72	6	③	3	里親・ファミリーホーム制度等の拡充・支援	里親・ファミリーホーム制度※の理解促進に向けて、パンフレットの発行や制度説明会の実施など、広報活動を行います。	14.5%	16.5%	○平成21年度の国の制度改正により、養子縁組が成立した里親は委託率に含まないため、23年度の委託率は11.9%(H23年度末)となった。 ○10月に拡大制度説明会の開催し、18人の里親制度に興味を持つ市民の方が参加され、制度に対する理解を深めた。 ○里親等委託率の向上には、児童の実親の里親制度に対する理解が不可欠である。実親向けに里親制度の理解を深めるパンフレットの作成した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・里親委託に関しては、特別養子縁組を希望する割合が高くなってきている。 ■実施にあたっての課題 ・養護が必要な子どもの保護者の里親制度への抵抗感が高く、里親委託が進まない現状があり、里親制度やファミリーホーム事業の拡大を図っているものの、目標達成は厳しい状況となっている。 課題解決に取り組み、引き続き里親委託を推進する。
73	6	④	1	施設退所後の相談・支援の充実	施設に入所していた子どもが施設退所後も安心して生活できるよう、十分な準備を行える支援体制を強化するほか、青少年・若者の自立支援の地域機関と連携を図りながら、必要な相談ができる居場所づくりの検討を進めます。 また、強化型児童家庭支援センター（仮称）において、施設を退所した子どもに対する相談・支援はもちろん、その家族への相談・援助やショートステイなど、継続したフォローアップを行います。	実施	充実	○各児童養護施設等の取組において、住居や生活全般に関する相談や、就労に関する相談に応じるなど、退所後の児童の支援を行っている。 ○平成24年度新規事業として、「施設等退所後児童に対するアフターケア事業」を開始する。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・施設退所後も保護者の支援が期待できない児童や、昨今の厳しい雇用状況を受けて、退所後の支援のニーズは高まってきている。 ■実施にあたっての課題 ・就労・就学支援を含めた居場所作り等など、有効に事業を実施できる事業主体の選定が必要

基本施策7 障害児への支援

74	7	①	1	地域療育センターの拡充	港南区に市内8か所目となる「地域療育センター」を整備し、障害児とその保護者が必要な療育を受けられる環境を整えます。	7か所	8か所	○地元自治会・町内会等関係者に対し、工事事業者から工事説明を行った。 ○実施設計完了後、着工した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 工事について説明を行い、理解を得ることができた。 ■実施にあたっての課題 工事を進める中で、常に安全に最大限の配慮をすることが必要である。
75	7	①	2	重症心身障害児施設の整備・拡充及び機能強化	新たな重症心身障害児施設を整備し、在宅介護を行う家族の負担軽減を図り在宅生活を支援するための短期利用ベッドを充実するなどの機能を強化します。	市内所管重症心身障害児施設入所定員数※ 139人 ※短期利用ベッド数含む	市内所管重症心身障害児施設入所定員数 300人	○地域住民に事業概要の説明会を実施した。 ○住民向けに、既存の重症心身障害児施設の見学会を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 事業について説明を行ってきたが、現段階で十分な理解を得られている状況ではない。 ■実施にあたっての課題 今後も地元説明を丁寧に行い理解を求めていく必要がある。 23年度については、地元調整に時間を要したため、当初計画の基本設計ができ遅れが生じているが、最終的には、当初計画どおり26年度に開所するように取り組んでいく。
76	7	①	3	既存障害児施設の再整備及び機能強化	建替えによる再整備により、耐震上の問題を解消し、入所児童の成長に合わせた適切な生活環境を整えるとともに、在宅支援等の施設機能の強化を行います。	実施	拡充	○横浜市なしの木学園の再整備及び民営化、白根学園児童寮の再整備について、検討を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 今後は、具体的に事業を進める上で、関係部署、法人と連携を取りつつ、地元説明等を行っていく必要がある。
77	7	②	1	障害の疑いのある段階からの対応（養育者の相談ニーズに応じた早期支援）	発達上の心配があり支援が必要な子どもとその養育者に対し、早期からの相談・支援を充実させるため、乳幼児健康診査時の問診項目の見直しや健康診査に従事する職員のスキルアップを進めます。また、養育者の相談ニーズに応じ、子どもの成長・発達を確認し、心配がある場合の専門的な相談体制の充実を図ります。	実施	充実	平成23年3月に改訂された「横浜市乳幼児健康診査マニュアル」に基づいた乳幼児健康診査を実施し発達上の心配のある子どもとその養育者に対して、長期的展望を持った支援を行い地域での孤立を防ぎ自信をもって子育てできるよう、継続的支援をします。	■利用者・実施事業者の意見・評価 発達の特徴やフォロー基準を明記し、また、問診票の改訂により、充実した相談・支援の助けとなった。 ■実施にあたっての課題 今後もよりきめ細やかな相談・支援を展開するため、従事者から意見を聴取しながらさらに内容の見直しが必要。
78	7	②	2	障害児等の保育<基本施策3再掲>	全園での障害児・特別支援児の受け入れをめざして、障害児の保育に対し必要な経費を助成します。また、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ促進に向けて、医療機関との連携強化など、体制の整備を進めます。	実施	推進		
79	7	②	3	主に知的な遅れのない発達障害児に対する支援の拡充	地域療育センターの新たなサービスメニューとして「児童デイサービス」を導入し、主に知的な遅れのない発達障害児に集団療育の場を確保し、子どもとその保護者に対して必要な療育支援を実施します。	— (22年度新規)	拡充	○4月に中部地域療育センターを除く全地域療育センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターにおいて児童デイサービス事業所を開設し、運営を開始した。 ○中部地域療育センターでは、平成24年度開始を目指して準備を行った。 ○各事業所では、週1回の通園クラス（定員6名）を1日に1クラスまたは2クラス開設し、週4日開所し、週1日は児童の在園している幼稚園・保育所への巡回訪問による支援を実施している。各センターで概ね24名または48名の児童に集団療育の場を提供することができた。	■利用者・実施事業者の意見・評価 各センターで概ね24名または48名の児童が利用し、好評を得ている。 ■実施にあたっての課題 知的な遅れのない発達障害児の集団療育の場が確保できるように、利用ニーズを踏まえて受け入れ人数の拡充を検討していく。
80	7	③	1	障害児居場所づくりの推進	より身近な場所で障害児の居場所を増やしていきます。また、利用児童の社会性や対人関係能力の向上に向けて、担い手の専門性を高める取組を行うとともに、知的障害児に加えて、肢体不自由児や重症心身障害児等も利用しやすいよう、バリアフリーの拠点を増やします。さらに、学校や地域の相談支援機関、社会資源との連携強化に取り組みます。	17か所	36か所	○未整備区での新規拡充として、瀬谷区・港南区（平成23年7月）、金沢区・緑区（平成23年12月）、神奈川区（平成24年2月）および港北区（平成24年3月）の計6か所で事業を開始した。（目標は7か所） ○平成22年度末で3か所が児童デイサービス事業所へ移行したため、平成23年度末時点で20か所で実施となった。 ○事業所への家賃補助の拡充を行い、これにより新規参入事業所を確保しやすくなった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 満足度調査の結果、利用者の概ね8割が現在提供されているサービスに満足していることが確認できた。 ■実施にあたっての課題 児童福祉法の改正により事業内容が概ね一致している「放課後等デイサービス」が創設されたため、今後は法定事業と一体的に障害児の居場所の拡充を図っていく。
81	7	③	2	地域療育センターの学校支援の推進	地域における障害児療育の中核施設である地域療育センターの有する経験と専門性を生かし、専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援や教職員への研修を実施します。	実施	推進	○小学校249校に対して882回の支援を実施し、学校側の事情で日程が調整できなかった1校を除き、申し込みのあったすべての学校に対して支援を実施した（1校あたり平均約3.5回）。 ○全345校の小学校を対象にアンケート調査を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 全345校の小学校へのアンケート調査の結果、296校から回答があり、そのうち97%の学校から「支援を受けてよかった」との回答を得た。 ■実施にあたっての課題 未実施の学校があるため、さらに事業の周知が必要である。
82	7	③	3	学齢障害児（学齢後期）への支援の推進	概ね中学校期以降の発達障害児を主な対象として、それぞれが抱える思春期における課題の解決に向けて、診療・相談等を行うとともに、通学する学校等の関係機関と連携して支援をします。	実施	推進	○小児療育相談センター及び横浜市総合リハビリテーションセンターの2か所で実施した。 ・小児療育相談センター 初診人数228人 ・横浜市総合リハビリテーションセンター 初診人数148人	■利用者・実施事業者の意見・評価 学齢障害児支援事業（学齢後期）の実施機関2か所では相談希望者が増加しているため、方面別に拡充することが必要である。 ■実施にあたっての課題 方面別に4か所まで増やすとともに、支援内容についても拡充を図る。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
83	7	③	4	障害児の通学、校内生活、校外学習での支援の推進	民間ボランティアである学校生活支援員やガイドボランティアなどによって、学齢期の障害児の通学時・校内生活・校外学習等における支援を実施するための事業を充実していきます。	実施	推進	○平成23年度末において、小・中学校では利用登録児童生徒228人に対して400人が支援員登録を行い、校内支援、校外活動への支援を行った。平成22年度から利用要件を緩和したため、利用登録申請数が急増している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援員の確保が困難な学校があり、容易に確保できる環境づくりが求められる。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・限られた予算の中で、適正な支援員の配置を行なう必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
84	7	③	5	特別支援学校における余暇活動の推進	特別支援学校に在籍する児童生徒や幼児の夏休み期間中における余暇活動の充実及び保護者の介護負担の軽減を図るため、プールの開放や指導、部活動や文化活動等の余暇支援を行います。また、地域と連携して、小中学校の個別支援学級、福祉施設に在籍する児童生徒、幼児との交流を進めます。	実施	推進	○プール指導及び開放 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校9校で計60回実施し、延べ733人が参加した。</li> </ul> ○部活動・文化活動指導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動について、盲、ろう、日野中央高等、二つ橋高等特別支援学校の計4校で200回実施し、延べ2,962人が参加した。</li> <li>・文化活動指導について、特別支援学校4校で計9回実施し、延べ123人が参加した。</li> </ul> ○その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各特別支援学校において、学習相談や作業学習、施設の貸し出しを計80回実施した。</li> </ul> 各学校でそれぞれのニーズに応じた余暇活動の充実が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価</li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の効果的な活用について、さらなる検討が必要。また、夏休み期間中の施設工事等により、当初計画を実施できない場合等の対応が今後の課題となっている。</li> </ul> </li> </ul>
85	7	③	6	放課後児童育成施策における受け入れ支援	「放課後キッズクラブ」、「はまっ子ふれあいスクール」、「放課後児童クラブ」の放課後3事業において、障害児の受け入れに当たり、スタッフへの研修等を通じて、対応のスキルアップを図ります。	実施	推進	○障害児参加等検討分科会を開催した。（4回） ○配慮を要する児童の参加についてのシンポジウムを開催した。（1回、106人） ○障害児受入に関する研修を実施した。（11回、706人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・より実践的な研修を実施してもらいたい。</li> <li>・シンポジウムで保護者の意見、事業者の意見の両方を聞くことができてよかった。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施などでのスキルアップ以外に、受け入れに当たっての人手不足。</li> <li>・学校及び専門支援機関等との連携による実施。</li> </ul> </li> </ul>
86	7	④	1	障害児者医療に理解のある医療機関情報の提供と重心医療連携ネットワークの構築	どのような障害があっても家族とともに生活を継続することが出来るように、さまざまな障害に対応し、受け入れを行う医療機関の情報を在宅障害児者世帯に提供します。また、重心医療連携ネットワークの構築や医療従事者研修等を実施し、重症心身障害児者とその家族が安心して在宅生活を継続することができるように支援の取組を進めていきます。	実施	推進	○重症心身障害児者等に対する診療実績のある医療機関及び地域生活支援にかかわる関係機関相互の情報共有や連携強化を目的として、「在宅療養児の地域生活を支えるネットワーク連絡会」を年2回開催した。（9月148名参加・2月181名参加） ○重症心身障害児者等の看護に関わる看護師を対象として、「小児・重症心身障害児者看護研修会」を実施した。（健康福祉局と共同で神奈川県看護協会に委託。9月～1月に座学10日間・実習2日間の12日間のプログラムで実施。受講修了者134名。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「ネットワーク連絡会」では、在宅重症心身障害児者を地域で支える医療、福祉、教育関係者が、それぞれの現場で抱える課題を共有化した。</li> <li>「看護研修会」は、毎年継続して受講する訪問看護ステーションや福祉施設等が増え、障害児者医療・看護及び福祉制度を総合的に学べる機会として浸透してきており、事業継続のニーズが高い。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「ネットワーク連絡会」は、実施主体を本市との協働関係から徐々に自立性の高い運営団体となるよう、促していく必要がある。</li> <li>「看護研修会」は、より高度な内容のステップアップ研修の開催についても検討していく必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
87	7	④	2	特別なニーズがある障害児を対象とした緊急一時対応の推進	医療が必要な重症心身障害児者や強度行動障害児等が障害状況の変化などにより、家族との在宅生活が困難になった際の緊急対応やレスパイト対応として、指定された医療機関で一時的な入院を受け入れることができるよう、取り組んでいきます。	実施	推進	○常時医療的ケアを要する重症心身障害児者を介護する家族の負担軽減を目的としたシステムを整備・運用するため、「横浜市重症心身障害児者レスパイトベッドシステム検討会報告書」を取りまとめた。また、このシステムへの協力を予定している医療機関と実施に向けた検討・調整を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアを要する在宅の重症心身障害児者が増加しており、レスパイトベッド利用が十分にできていない状況にある。今後はさらになニーズが高くなっていくことが見込まれる。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行うシステムであるので、このシステムに協力する医療機関と綿密な調整を行う必要がある。また、重症心身障害児者のレスパイトベッドの確保については、健康福祉局所管の「多機能型拠点」や新たに整備する「重症心身障害児施設」との連携方法など、関連性が高いことから、関係部署と協力して事業推進しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>
88	7	④	3	関係機関や市民への障害理解啓発活動の推進	市内の障害福祉関係団体と機関で組織する「セーフティネットプロジェクト横浜」（Sプロ）を主体として、絵記号を使った「コミュニケーションボード」の普及・啓発活動を引き続き行います。また、Sプロや市民活動と協働しながら、災害時における要援護者対策や医療機関従事者への障害に対する理解促進などを進めます。さらに教育機関や公共交通機関、学校などに対して、発達障害についての研修を実施します。	実施	推進	○セーフティネットプロジェクト横浜が主体となり、自閉症や知的障害のある方のコミュニケーションに関する研修を、障害のある子どもたちに関わる教員等を対象として、平成23年7月に実施した（152名参加）。コミュニケーションボードの使い方について理解を深めるとともに、災害用のコミュニケーションボードを利用して、避難場所における知的障害や自閉症のある人への支援方法をデモンストレーションによって行った。 ○「ヨコハマヒューマンアンドテクノロジーランド」において、災害用コミュニケーションボードを用いて避難場所における知的障害者や自閉症の人への支援方法の出前講座を区自立支援協議会と協働で行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、コミュニケーションボードの活用方法等について、今後も普及推進していく必要がある。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>教育機関や医療機関への周知方法について検討する必要がある。</li> </ul> </li> </ul>
89	7	④	4	福祉・教育・医療・労働が連携した就労支援体制の強化	障害者就労支援センターを中心に、福祉・教育・医療・労働の関係機関による就労支援ネットワークの連携を強化します。特に、障害者の就労に向けた教育・訓練については、就労支援センターと各事業所、特別支援学校などによる実習・訓練との連携を拡充し、より効果的な取組を行います。	実施	推進	○市内に8か所ある障害者就労支援センターのうち、6センターで福祉・教育・医療・労働等の関係機関から構成される地域就労支援ネットワーク連絡会議を開催した。また、就労支援センターと特別支援学校や養護学校との連携強化をテーマとし、教育関連機関を出席者の中心とした会議を開催した。 ○職場実習や訓練制度の活用が進むよう、就労啓発シンポジウム等で周知に取組んだ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労支援機関と特別支援・高等養護学校が集まり、卒後の定着支援のあり方について意見交換及び課題解決を図った。明らかとなった課題については、別途会議を設けて具体的な対応策を検討し、決定事項の周知を行った。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者就労支援機関と特別支援・高等養護学校との、就労を中心議題とした連携会議の場を継続的に設け、意見交換及び課題の共有等を図っていく必要がある。</li> </ul> </li> </ul>

基本施策8 ひとり親家庭の自立支援／配偶者からの暴力（DV）への対応

90	8	①	1	日常生活の支援の推進	ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等が困難な場合に、「家庭生活支援員」（ヘルパー等）を派遣して、日常生活のお手伝いをし、ひとり親家庭等の日常生活支援事業を行います。	実施	推進	○8事業者と契約し、事業を実施した。（延利用家庭数328家庭）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価</li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣事由（一時的に日常生活を営むのに支障が生じている）の概念が明確ではないため、一時的な支援にも関わらず年間を通して利用されているケースがある。</li> </ul> </li> </ul>
91	8	①	2	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の父または母もしくは養育者と、その者に養育されている児童について、生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図ることを目的とし、自己負担額に相当する額を助成します。	実施	推進	○医療費助成の対象となる市民に医療費助成を実施した。（対象者数：44、380人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者・実施事業者の意見・評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限を超える世帯から、医療費助成の対象とするよう「市民からの意見」が1件あった。</li> </ul> </li> <li>■実施にあたっての課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>景気低迷等による対象者の増から、助成費用が年々増加している。</li> </ul> </li> </ul>

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
92	8	①	3	母子生活支援施設退所者向けの支援の充実	母子生活支援施設にフォロー支援職員を配置し、主に退所後1年未満の退所者を対象に訪問や電話で、生活や子育てなどの相談を受けるほか、自助グループ等の育成や支援者の育成を行います。	実施	推進	○新規2施設が4月からフォロー支援職員を配置し、継続して実施している4施設と併せて6施設で、退所者向けの支援を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 様々な課題を持っている人が多く、自助グループ作りが難しい。
93	8	①	4	ショートステイ・トワイライトステイなどの預かり機能の充実<基本施策6再掲>	保護者の疾病その他の理由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設で一定期間養育を行う、ショートステイ、トワイライトステイ及び休日預かり事業(子育て短期支援事業)を実施します。	実施	充実		
94	8	①	5	DV被害者の緊急一時保護	相談や支援を行なう母子生活支援施設の緊急一時保護や、民間の女性緊急一時保護施設の運営費を助成し、緊急を要するDV被害者の受け入れ態勢を確保します。	実施	推進	○母子生活支援施設4か所と、民間の女性緊急一時保護施設5か所で、緊急一時保護を要するDV被害者の受け入れを行った。 ○DV被害者に対する支援を強化するため、平成23年9月に「横浜市DV相談支援センター」を開設し、専用回線による相談を開始した。 ・専用回線による相談件数(平成23年9月1日～平成24年3月31日) 844件	■利用者・実施事業者の意見・評価 実施事業者からは、本市の引き続きの支援を要望されている。 ■実施にあたっての課題 民間の女性緊急一時保護施設は、財政基盤が弱く行政からの支援が不可欠である。
95	8	①	6	若年女性無業者の就労支援	さまざまな生活上の困難から就労できない若年女性無業者が、パソコン操作など仕事の基本的なスキルを学ぶとともに、心身の調子や働くための環境を整えるための事業を実施します。また、講座及び事業の参加者を講座修了後も継続的に支援し、一人ひとりの適性に合った社会参加・就労など自立までをサポートします。	実施	推進	○ターゲット層のニーズに合わせた内容の講座を実施し、若年女性無業者のエンパワメントにつながっている。 ・若年女性無業者を対象にした「ガールズ編 パソコン+しごと準備講座」を2コース実施した。 (1)第5期 5/16～6/8(平日11日間)受講者数:21人 (2)第6期 10/24～11/16(平日11日間)受講者数:15人 ・ガールズ・パソコン講座 アドバンスコースを実施した。 7月22日、8月5日、9月1日、H24年2月8日・29日、3月7日 受講者数:45人 ・働きづらさや生きづらさに悩む若年女性向けの「ガールズ応援サイト」にて、情報発信を行った。 ・同講座修了者対象の就労体験プログラムの場として、男女共同参画センター横浜南に立ち上げた「めぐカフェ」では講座修了者13名が、のべ130日間の就労体験実習。内6名をアルバイトスタッフとして雇用。	■利用者・実施事業者の意見・評価 第4・5期修了者に対して、講座修了6ヶ月後に追跡調査を行った結果、講座をきっかけとしてさまざまな活動に参加した、人とのつながりを作れた、就労につながったことが明らかになった。回答者のうち54%が就労している。(第6期修了者についてはH24年5月に調査実施予定) ■実施にあたっての課題 講座受講後の継続的な支援のあり方や、「めぐカフェ」スタッフの次の就労支援、女性に特化した支援についての認識共有と発信について検討していく必要がある。
96	8	②	1	母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談、就職情報の提供・職業紹介の実施	母子就労支援員が一人ひとりに合わせた就労支援計画を作成、区役所の相談窓口などで面接相談・書類作成の支援をしたり、電話相談を行うなどきめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等を行います。 また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談を実施した。(就労支援者数延2,404人、就労者数295人) ○就業・自立支援センターの就労支援員を5名から6名へ増員した。 ○男女共同参画センター3館で就労相談を実施した。 ○児童扶養手当現況届集中受付期間に、就労支援員のPRブースを出店。(8月) ○児童扶養手当受給者へ就労支援事業の案内チラシを送付した。(10月) ○庁内において就業・自立支援センターへの市嘱託員の求人申込みを依頼した。(1月)	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 より効果的な求人開拓や就労支援の実施について検討する必要がある。
97	8	②	2	父子家庭への就労相談、職業紹介の実施	父子家庭を対象に、母子家庭等就業・自立支援センターへの来所や電話による就労相談を実施します。また、行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。	実施	推進	○ホームページやチラシに案内を掲載し、周知を行った。 ○母子家庭等就業・自立支援センターによる就労相談を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 父子家庭への事業周知を強化するとともに、就労相談のノウハウの蓄積を図る必要がある。
98	8	②	3	教育訓練給付金等の支給による就労支援の推進	母子家庭の母を対象として、適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講開始前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。また、看護師など、経済的自立に効果的な資格の修業期間のうち、一定の期間に生活費を補助します。また、入学支援修了一時金を支給します。	実施	推進	○申請者に対し、教育訓練給付金等の支給を行った。 ・教育訓練給付金支給者 47人 ・高等技能訓練促進費支給者 141人 ・入学支援修了一時金支給者 20人	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 25年度以降の事業内容が未定(国において検討中)となっている。
99	8	②	4	職業訓練の推進	母子家庭の母、生活保護受給者を対象とした職業訓練や、離職者を対象とした職業訓練を実施し、訓練修了後は就職に向けた支援を行います。	実施	推進	○母子家庭の母、生活保護受給者を対象とした4科目の職業訓練を12回(基礎訓練科4回、OA経理科3回、介護・医療事務OA科3回、CAD製図科2回)、172人に対して実施した。 また、離職者を対象とした3科目の職業訓練を6回(ITビジネス科2回、IT・Webプログラミング科2回、介護総合科2回)、165人に対して実施した。 各科目の訓練修了後は、就職に向けた支援を行った。 ○求職者等を対象としたパソコン講座を、36回、490人に対して実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 訓練の修了生からは、就職に向けてスキルを身につけることができたとの声や、一層の訓練の充実を図ってほしい等の声が寄せられている。 ■実施にあたっての課題 ・母子家庭の母、生活保護受給者について、関係機関との連携による応募者の拡大。 ・母子家庭の母、生活保護受給者優先枠と一般離職者枠との定員割合の検証。
100	8	②	5	地域・企業への理解促進	地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況等に対する理解を求めていきます。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センター事業の求人開拓の中で、地域や企業などに対し、母子家庭等の生活状況等に対する理解を求めため説明等を実施した。(求人申込企業数延:157社)	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 母子家庭のニーズに合う求人を獲得できるよう企業開拓をし、相談者の希望や条件に合う求人を提供できるように、職業紹介事業を積極的に行う必要がある。
101	8	③	1	相談機能・情報提供の充実	ひとり親家庭等の生活全般について、母子家庭等就業・自立支援センターにおける夜間の電話による日常生活相談の実施や情報の提供を行います。また、DV被害者の方や離婚調停中の方等の離婚前の悩みについて、区役所や夜間日常生活電話相談、法律相談、就労相談等を行います。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センターにおいて夜間電話相談、法律相談や就労相談を実施した。(夜間電話相談利用者:延261人、法律相談利用者:125人)	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 法律相談は月3回実施しているが、ニーズが高くすべての申込みに対応できていない。
102	8	③	2	子ども自身への支援	ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるよう、知識や経験のある相談員による支援を推進するとともに、子ども自身から相談を受けている団体や関係機関に対し、ひとり親家庭についての情報提供を行うことにより、ひとり親家庭への理解を深めます。	実施	推進	○母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども自身からの相談を受け付ける旨を記載し、チラシを配布した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ■実施にあたっての課題 より効果的な事業周知を図る必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
103	8	③	3	シェルター等におけるDV被害者への住居・就労等に関する相談・支援の実施	シェルター（民間の女性緊急一時保護施設）において、DV被害者などが地域での生活に向けて、住まい探しや就労等の問題解決に安心して臨めるよう専門的に支援します。 また、民間支援団体と協働で、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへの電話や面接による相談・支援を行います。	実施	推進	○5か所のシェルターで、DV被害者が地域で自立した生活ができるよう専門的に支援した。また、民間の支援団体と共同で外国籍女性や子どもに対する様々な相談や支援をした。 ・専門的自立支援回数3,125回（5施設） ・外国籍女性と子どもへの総合的自立支援 電話相談123件 出張相談77件	■利用者・実施事業者の意見・評価 自立にむけた専門的支援職員を配置することで、より充実した支援を行うことができる。実施事業者からは、運営費等の補助など本市の引き続きの支援を要望されている。 ■実施にあたっての課題 民間のシェルター等は、財政基盤が弱く行政からの支援が不可欠である。
104	8	③	4	DV被害者の心身回復支援	男女共同参画センターにて、DV被害者の自己信頼感を高めるための講座、関連する法律について情報提供する講座、就労支援講座、母子のためのプログラムを開催します。さらに、DV被害者同士がお互いに支えあう自助グループを支援し、DVの被害を受けた人の回復と自立をサポートします。	実施	推進	○「心とからだで生き方の電話相談センター」から男女共同参画センターにおける各館の事業を適切につなぎ、被害者の心身の回復をサポートした。 ・DV被害女性のためのサポートグループ（グループ相談会：延べ34人参加） ・DVを体験した母子のためのケア・プログラム（母子並行プログラム：延べ58人参加） ・DV・トラウマからの自己信頼回復講座（支援者含む）（年251人参加） ・DV・トラウマからの自己信頼回復講座サポートグループ（当事者）（年52人参加） ・DV被害者向けの自助グループ活動支援（年148人参加） ・法律講座 自分でつかもう夫婦関係・離婚をめぐる法律知識（年245人参加）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ＜サポートグループ、自己信頼回復講座等＞ 「自分にゆっくり向き合える場」「気持ちの整理に役立つ」として安全安心面を常に配慮した事業が実施できている。 また、事業参加者が面接相談や他の事業への参加を通し、有機的なつながりをもっている。 ＜母子のためのケアプログラム＞ 同様のプログラムは少なく、参加者の満足度も高い。 ＜法律講座＞ 弁護士による実践的な講義であり、基本的知識の提供が好評である。 ■実施にあたっての課題 DVを体験した母子のためのケア・プログラムは効果的な参加募集が課題。
105	8	③	5	女性に対する暴力防止の啓発	広く市民を対象に、デートDV（交際相手からの暴力）を含む女性に対する暴力の問題について理解を深めるとともに、相談機関等の周知を図ることを目的に、「女性に対する暴力防止キャンペーン」を実施します。	実施	推進	○暴力防止キャンペーン 以下の取組により、暴力根絶に向けた理解の促進及びDV相談支援センターの周知を行った。 ・女性に対する暴力防止講演会を実施（男女共同参画センター横浜との共催にて11月に開催、出席者数約150人） ・一部区役所と連携し、庁舎壁面パープルリボン飾りつけ・DVパネル展示・啓発物品配布等を実施 ・街頭キャンペーンを行い、啓発物品（パープルリボン）を配布 ・一部の市内鉄道会社、スーパーマーケット店舗及び書店、市内大学並びに横浜市医師会（市内医療機関）等と連携し、啓発ポスター及びシールの掲出並びにしおりの配布を実施 ○デートDV防止 ・一部の市内中学校、高等学校及び大学を対象に、デートDV防止講座を実施（16校（中学6校・高校9校・大学1校））、うち教員向け1回）講座実施により、若年層におけるデートDVの理解促進につながった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ＜暴力防止キャンペーン＞ 新たに、街頭キャンペーンやしおり配布を行い、より多くの市民にDV根絶に向けた啓発及び相談窓口の周知が行えた。 ＜デートDV防止＞ 中学校を対象とする講座を拡大し、より若い世代から、自分も相手も尊重するコミュニケーションの大切さについて啓発できた。 ■実施にあたっての課題 ＜暴力防止キャンペーン＞ 区役所及び民間事業者等と連携した更なる広報活動が必要。また、相談窓口についての情報を必要としている、より多くの人に、的確に情報が届くよう、効果的な手法を検討する。 ＜デートDV防止＞ より多くの生徒及び学生に対し、啓発が継続的に行われるよう、講座開催手法の見直し及び教材開発を検討する。

施策分野4 子どもを大切にすまちづくりの推進

基本施策9 安心・安全のまちづくり

106	9	①	1	だれにもやさしい福祉のまちづくりの推進	子ども連れで外出しやすい環境づくり等のために、支えあい（ソフト）と環境（ハード）の整備により、安心・安全に行動できる人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 ソフト整備の面では、福祉のまちづくり推進会議の開催や市民・事業者に向けた啓発の取組を行います。また、ハード整備の面では、福祉のまちづくり条例対象施設（建築物等）の新築、改修時の事前協議等によるバリアフリー化の推進や鉄道駅舎へのエレベーター等設置補助を実施します。	実施	推進	○福祉のまちづくり条例推進事業 ・福祉のまちづくり推進会議の開催（本会議2回、小委員会5回、専門委員会5回） ・福祉のまちづくり条例の見直しのための検討等を行った。 ・市民、事業者に向けた福祉のまちづくりに関する啓発（広報印刷物作成、研修実施）を行った。 ・福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等によるバリアフリー化を推進した。 ○鉄道駅舎エレベーター等設置事業 ・市内1駅においてエレベーター設置工事に対する補助等を実施した。 ○高齢者、障害者等に配慮した路線バス整備事業 ・事業一時休止	■利用者・実施事業者の意見・評価 平成23年度横浜市民意識調査において、市政への満足第9位に「高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくり」が入っており、市民の満足度が高い。 ■実施にあたっての課題 上記意識調査では、市政への要望の5位にも「高齢者や障がい者が移動しやすいまちづくり」が入っており、市民の関心が高いため、今後も福祉のまちづくり条例に基づき、継続して事業を推進していく必要がある。
107	9	①	2	ヨコハマ・りぶいん事業、公営住宅供給事業、横浜市民間住宅あんしん入居事業	子育て世帯が安心して暮らせる住宅の供給、入居の支援等を推進します。 ヨコハマ・りぶいん事業では、子育て世帯が入居する際には、所得要件の緩和を行っています。公営住宅供給事業では、市営住宅の入居者募集において、多子世帯、子育て世帯、母子・父子世帯への当選率の優遇等を実施します。横浜市民間住宅あんしん入居事業では、連帯保証人がいないことを理由に入居を断られてしまう方に入居支援・居住支援を行うことで、民間賃貸住宅への入居をしやすいとします。	実施	推進	・ヨコハマ・りぶいんの供給をすすめた。子育て世帯を中心に、年間約700世帯の入居がある。	■利用者・実施事業者の意見・評価 入居者のうち、60%以上の世帯が子育て世帯となっている。 ■実施にあたっての課題
						実施	推進	・市営住宅の入居者募集に際して、多子世帯・子育て世帯の当選率を一般組の3倍とする優遇制度を引き続き実施。 ・一部の市営住宅においては、子育て向け住宅として子育て世帯の当選率を一般組の10倍とする優遇を実施し、子育て世帯向け優遇のある住宅として23年度4月募集では121戸、23年度10月募集では124戸を確保した。 ・市営住宅の入居者募集の際の世帯の収入基準（世帯の月収額）について、子育て世帯に対しての緩和（一般世帯に比べて）を実施。	■利用者・実施事業者の意見・評価 高齢化が進む団地自治組織では、世代の平準化が同時に求められ、子育て世帯など若い世代の入居が増えることは歓迎されている。 ■実施にあたっての課題 高齢化や所得格差拡大の傾向の中、子育て世帯に焦点を絞った優遇制度等の継続及び拡大縮小について、引き続き検討することが求められる。
						実施	推進	○ひとり親世帯、子育て世帯等を制度の対象として、民間賃貸住宅への入居支援等を行った。 ○協力不動産店の登録を促すことにより、協力不動産店が8件増加した。 ・相談件数：426件 ・成約件数：75件 ・協力不動産店数：652件	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・平成23年度はひとり親世帯の利用が8件あり、対象者の生活の安定や向上、社会福祉の増進に寄与している。 ・不動産店や家主からは、入居後の利用者の居住支援の充実を求める声がある。 ■実施にあたっての課題 ・入居者や不動産店等にとって、より利用しやすい制度となるよう、見直しの検討が求められる。
108	9	①	3	地域子育て応援マンションの認定	子育てに適した住環境整備を促進し、子育て世帯が安心して子育てできる住まい・まちづくりを推進するため、バリアフリーや遮音性に配慮する等、施設・構造面で子育てにやさしく、保育所等の地域向け子育て支援施設を併設したマンションを「横浜市地域子育て応援マンション」に認定します。また、認定したマンションについては、市ホームページで紹介しています。	実施	推進	○新規にマンション建設計画を1件認定するとともに、完成したマンションの本認定を1件行った。 ○制度の普及促進に向け、併設する子育て支援施設の拡充や金融機関との連携等について検討を行った。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・認定申請に至る件数は少ないが、制度に関する問合せは適宜あり、事業の趣旨に対する事業者の関心は高いと思われる。 ・住宅の仕様等について入居者から好評を得ている。 ■実施にあたっての課題 ・住宅仕様や併設する支援施設等の制度要件、新たな事業インセンティブについて検討する必要がある。

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
109	9	①	4	子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進	地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など）を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。	実施	推進	○市内のより多くの施設・店舗の参画を目指し、ハマハグ協賛店舗・施設の新規募集を行い、協賛店舗・施設数は、3,667店舗・施設（前年度末対比で384店舗・施設の増加）になった。 ○利用者に新鮮で正確な情報を伝えるため、既存協賛店舗・施設に対して、協賛登録内容の変更の有無を確認し、ホームページに掲載している情報を更新した。 ○神奈川県での事業（かながわ子育て応援パスポート事業）の開始にあたって、協賛店・施設の募集や利用促進策などについて、県事業と連携して取組を進めることとした。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・協賛事業者へのアンケートでは、利用対象者に対して一層の事業の周知を進めてほしいとの声が聞かれている。 ■実施にあたっての課題 ・利用状況や利用者の声を把握する必要がある。 ・「子育ては支援されて当然のものだ」と考える風潮を助長しているとの市民の声も聞かれることから、子育て家庭に子ども連れでのおでかけのマナーを伝えることや、市民や子育て当事者の力を活かした事業展開を検討し、社会全体で子育てをあたたく見守る雰囲気のある更なる浸透に取り組む必要がある。
110	9	②	1	地域防犯拠点設置支援事業の推進	地域で発生する犯罪に対応して、防犯力の強化を図るため、商店街の空店舗等を活用して、地域における防犯拠点を設置し、地域住民による日常的な防犯活動について積極的に支援し情報・交流の拠点を整備します。設置場所の選定にあたっては、区役所が中心となり地域住民と調整して進めます。	実施	推進	○地域の防犯活動上必要な箇所について、防犯拠点の増設促進に努めた結果、平成23年度中に27か所、合計252か所を整備した。	■実施にあたっての課題 今後、地域自らが継続した防犯活動を実施していくために、自治会町内会館の活用などをさらに検討するとともに、拠点設置数の少ない区において増設を図る必要がある。
111	9	②	2	学校の安全対策事業の推進	保護者や地域住民から構成される学校安全ボランティア団体「よこはま学援隊」が、来校者の受付対応、通学路など地域における児童生徒の登下校時の安全見守り活動などを行います。	実施	推進	○小学校全校（344校※分校を除く）、中学校12校で、よこはま学援隊児童生徒の安全見守り活動等を活動を行なった。	■利用者・実施事業者の意見・評価 児童生徒の安全を守る活動として、学校及び地域から高い評価を受けている。 ■実施にあたっての課題 活動が活発な学校とあまり活発でない学校があり、特に助成金を申請していない学援隊の活動内容の把握に努める必要がある。
112	9	②	3	交通安全教育の推進	幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施します。また、小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加・体験型の「はまっ子交通あんぜん教室」を実施します。	実施	推進	○幼児、児童など各世代別の交通安全教育を通じ、子どもの頃から交通ルールやマナーを身につけるための交通安全意識の醸成が図られた。 ・幼稚園・保育所等を訪問し、園児に交通安全の実技指導を行う「幼児交通安全教育訪問指導」を実施した。（163園） ・小学校の児童を対象に、正しい道路の歩き方や自転車の乗り方教室、ダミー人形による巻き込み・衝突事故を行う参加・体験型の「はまっ子交通あんぜん教室」を実施した。（203校）	■利用者・実施事業者の意見・評価 ・着ぐるみによる幼児交通安全教室は参加者や実施園からも概ね好評であり、「毎年来てほしい」などの要望もいただいている。 ・はまっ子交通あんぜん教室は、市内に約360校ある小学校の児童が、在学中に一度はこの教室を体験できるように開催しており、毎年多くの児童が受講している。（平成23年度は203回開催し67,785人あまりの児童が受講） ■実施にあたっての課題 幼児交通安全教育は毎年350園を超える応募があるが、訪問できているのは約半数程度（平成23年度：163園）となっている。
113	9	②	4	交通安全施設等整備（あんしんカラーベルト等）の推進	主に市内小学校の通学路等を対象に、小学生など歩行者の安全確保を図るため、警察署・地元町内会・学校等と調整のうえ、車両の速度抑制等を目的とした路側帯のカラー舗装化や、運転者からの見通しを良くするため、隅切り（交差点の角を切り取る）設置等を実施します。また、ベビーカーや車椅子での安全で安心な移動を確保するため、歩道の段差の改善等による歩行空間のバリアフリー化を進めるなど、道路における交通安全施設等の整備を推進します。	実施	推進	○あんしんカラーベルト事業は、約30kmを実施した。 ○交通安全施設等整備事業（バリアフリー歩行空間の整備事業）は、約2.4kmの整備を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 （あんしんカラーベルト事業）未実施学校から各土木事務所への要望も多数頂いており、概ね事業に対する理解と評価を得ていると考えている。 （バリアフリー整備事業）利用者の整備に対する評価が高く要望も多いため、今後進めていく必要がある。 ■実施にあたっての課題 （あんしんカラーベルト事業）相互通行の道路幅員が6m未満の道路については、地元関係者と交通管理者と協議し、通行規制等を実施しなければ整備が困難である。 （バリアフリー整備事業）建物とのすりつけ等沿道の理解が必要であり、早期に協力を得る必要がある。
114	9	②	5	子どもの不慮の事故予防の推進	事故の予防法や事故が起きたときの対処法をまとめたリーフレットの発行、ホームページによる子どもの事故に関する情報の発信、イベント等と連携した啓発の実施など、保護者や周囲の大人に向けた啓発を推進します。	実施	推進	○子どもの事故予防に対する意識を高めるため、事故の予防法などを掲載したリーフレット作成（5万部増刷）やポータルサイトによる啓発を実施 ○栄区の地域セーフコミュニティ活動と連携し、小学校2校で子ども安全マップの作成し、発表会を行った。 ○横浜市体育協会に委託し、栄区内保育園4か所にて運動訪問指導を実施した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 ○リーフレットの配布等の後、ホームページのアクセス件数が増加している。 ○安全マップづくりは、生徒自らが、事故予防などの視点で実際にまち歩きを行い、危険箇所を判断し対策を提案し、発表を行った。学校の授業と地域との連携を図りながら、事故予防を考えるよい機会となった。 ○運動訪問事業では、実施園の7割が子どもの運動の機能向上につながると回答しており、おおむね肯定的な意見が見られた。
115	9	②	6	災害時における妊婦・子ども等への対応	災害時における妊産婦、乳幼児、障害児者等要援護者について、本市防災計画に基づき、避難場所の割振りや専用スペースの確保など、それぞれの状況に配慮した避難所への受け入れを着実に推進していきます。また、生活環境の変化により避難所での生活に困難をきたすことなく、自立した避難生活を送ることができるよう、区、関係機関・団体等と連携して、それぞれのニーズを考慮した支援について検討を行うとともに地域防災拠点運営委員会との協働を推進します。	実施	推進	○「こんにちは赤ちゃん訪問」のパンフレットにて、地域の避難場所を確認したり災害に備えることを啓発した。 ○横浜市防災計画「震災対策編」のほか地域防災拠点訓練マニュアルにおいても、地域防災拠点に在宅要援護者用のスペースの確保を求めており、同マニュアルに基づいて訓練が行われている。 ○実際の震災において、避難場所に指定されていないが、保育所等において乳幼児・児童などの要援護者に対し保育を継続するなど、保護者の不安解消の役割を果たした。	■利用者・実施事業者の意見・評価 パンフレットは多岐にわたる子育て支援の情報のひとつとなっているが、3月の震災以降、訪問員が積極的に啓発している。 ■実施にあたっての課題 女性の視点から防災に取り組んでいる団体等との連携などにより、引き続き啓発に努める。
116	9	②	7	市民・NPOと連携した有害環境対策事業の推進 ＜基本施策4再掲＞	コンビニエンスストアや書店等において、有害図書類を適正に区分して陳列するため、青少年指導員の協力により調査を行い、必要に応じて職員による立入調査、啓発・指導を実施します。 また、インターネットや携帯電話等の有害サイトに対応する取組や、青少年の深夜外出を防止するため、NPOや青少年指導員と連携し、繁華街等のパトロールを実施します。	実施	推進		

基本施策10 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・青少年を大切に作る機運の醸成

117	10	①	1	企業向け普及・啓発の推進	働きやすい職場づくりに向けて企業の取組を促進するため、企業経営者・人事労務担当者に向けて、ワーク・ライフ・バランスの考え方や、経営上のメリット・必要性、具体的な取組方法等についてわかりやすく情報提供するセミナーの開催やリーフレットの発行を行います。 また、子育て支援NPOとの連携により、企業の従業員研修や地域貢献活動をきっかけとした意識改革を支援するため、NPOの活動状況やノウハウを企業向けに情報発信していきます。	推進	推進	○企業に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発事業として、企業内研修等への講師派遣を行うと共に、人事労務担当者向けの勉強会を新たに開催した。 また、企業向けの啓発リーフレットを配布した。 【市内事業所・企業団体の企業研修等への講師派遣】 ・4件 【人事労務担当者向け勉強会】 ・平成24年2月（2回開催・26名受講） 【企業のためのワーク・ライフ・バランスガイド】 ・3,000部発行 ※よこはまグッドバランス賞受賞企業取組事例集と兼ね、市民局男女共同参画推進課と共同発行	■利用者・実施事業者の意見・評価 勉強会参加者から、社内で取組を進める上での課題や悩みを共有できると共に、他社の事例がわかり有効だったとの意見があった。 ■実施にあたっての課題 講師派遣と勉強会の開催、ガイドの発行時期などを連動させるなど、企業が各取組を効果的に活用できるような工夫を図る必要がある。
-----	----	---	---	--------------	--	----	----	---	---

「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」進捗状況報告書（平成23年度）

通し番号	基本施策	重点取組	番号	取組名	内容	事業目標		H23年度の実施内容	H23年度の達成状況等
						H21年度末状況	H26年度目標		
118	10	①	2	事業所内保育施設の設置推進 <基本施策3再掲>	事業所内の保育施設を新たに設置する事業者に対し、設置費と運営費を助成し、設置を促進します。	事業所内保育施設 入所者数 728人 (H22. 4. 1現在)	事業所内保育施設 入所者数 850人 (H27. 4. 1現在)		
119	10	①	3	企業の認定・表彰制度「よこはまグッドバランス賞」	女性の能力を活用し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを支援するため、積極的に取組を進める市内事業所を「よこはまグッドバランス賞」として認定・表彰します。また、認定・表彰事業所の取組について広く紹介しPRを行い、他の市内事業所に対し普及・啓発を図っていきます。	推進	推進	○認定事業所を着実に増やすことで、また23年度については認定・表彰式をセミナーと同日に開催することで、認定事業所のPR、市内事業所の女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めることができた。  ・応募 14事業所 ・認定 11事業所（うち3事業所 表彰） ・子ども青少年局と連携し、認定・表彰式は、ワーク・ライフ・バランスセミナーと同日に開催した。 ・市内事業所での女性の能力の活用・WLBの推進を進めるために、認定・表彰事業所の取組を掲載した取組事例集を3,000部作成し、上記セミナーや市内事業所へ配付した。	■利用者・実施事業者の意見・評価 「ワーク・ライフ・バランスに関するヒントを貰え、実践していきたい。」「女性だから男性だからという性別ではなく、働く一人として働く環境の大切さについて勉強になりました。」等の意見を得た。 また、セミナーでは、80%以上の方から、わかりやすく役に立ったとの回答を得た。  ■実施にあたっての課題 よこはまグッドバランス賞の認知度をあげること 認定のメリット（事業所が応募しようとするインセンティブ）の拡充 応募に結びつくような効果的な募集広報の方法
120	10	①	4	企業経営相談を通じた両立支援のサポート	企業における仕事と子育てを両立する職場環境の整備を促進するため、中小・中堅企業等の様々な取組に関する相談に応じるとともに、専門家を派遣します。また、取組を本市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進します。	推進	推進	○横浜市中小企業支援センターである財団法人横浜企業経営支援財団では、企業の各発展ステージに応じたワンストップ相談窓口や各種専門家の派遣等総合的支援を実施しており、仕事と子育ての両立に関する相談等、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備を促進するための取組についても相談に応じた。また、取組を本市の「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することにより、企業のCSR（社会的責任）活動を推進した。	■達成状況 相談窓口や各種専門家の派遣等総合的支援を行う中で、ワーク・ライフ・バランスを実現できる取組についても相談に応じた。また、「横浜型地域貢献企業」認定制度の中で評価することで、企業のCSR（社会的責任）活動を推進した。  ■実施にあたっての課題 中小企業では、人員が限られているため、ワーク・ライフ・バランスについて意識はしているが、なかなか実行に移せない側面もあり、引き続き相談に応じ、支援していく必要がある。
121	10	②	1	市民向け普及・啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスの推進には、働き方の見直しや父親の子育てへのより深い関わりなど、市民一人ひとりが意識を変えていくことが重要であることから、関連団体と幅広く連携して関連テーマのセミナーやイベントを開催するとともに、市民向けリーフレットを発行します。	推進	推進	○子育てを楽しむ父親の紹介をはじめ、世代を問わない地域ぐるみの子育てをテーマにイベントを実施すると共に、父親向けにワーク・ライフ・バランスの啓発を含めたパンフレットを配布した。  【イベント】 ・みんなで子育て★応援フェア ・平成24年3月24日 【パンフレット】 ・パパブック 8,000部発行	■達成状況 区役所や関係機関、市民と一緒にイベントを企画運営することで、充実した内容で実施することができた。  ■利用者・実施事業者の意見・評価 父親自身やトークショーによる情報発信などにより、子育てに関わるための具体的手法が伝わった。  ■実施にあたっての課題 集客力があるイベントを効果的に実施できるよう、他事業との連携や共同開催について検討が必要である。
122	10	②	2	父親の家事・育児の推進	楽しく積極的に子育てに関わる父親を増やし、父親の子育てに対する理解促進と取組の拡大を図るため、地域子育て支援拠点やNPO等と連携して、乳幼児の父親（父親になる予定の男性を含む）に向けて、コミュニケーションや知識・技術を学べる多様な講座を地域で展開します。 また、父親のネットワーク（パパ友）づくりの場・機会を提供し、父親向けプログラムの充実や地域的広がり、父親自身による子育て支援活動なども支援していきます。	推進	推進	○父親の家事・育児の推進を支援するため、「パパスクール事業」を実施した。子育てにもっと関わりたいという男性や社会のニーズに応じて、講座やウェブサイトの内容を充実させることができた。  【横浜イクメンスクール】 ・平成23年10月～（5回連続講座）開催（28名受講） 【ウェブサイト「ヨコハマダディ」】 ・通年稼働（原則週1回更新） 【地域におけるパパ講座事業への支援】 地域子育て支援拠点等運営法人との連携による、パパ向け講座の実施（19団体）	■利用者・実施事業者の意見・評価 横浜イクメンスクール受講者について 講座参加者の満足度 96%  ■実施にあたっての課題 局が実施する「横浜イクメンスクール」の要素やノウハウを、区役所や地域子育て支援拠点等が実施するパパ向け講座に反映できるよう工夫を図ることが必要である。
123	10	③	1	子育て家庭応援事業「ハマハグ」の推進 <基本施策9再掲>	地域社会全体で子育て家庭を応援する具体的な仕組みづくりを進めるため、市内の店舗・施設に、子育て家庭を応援するさまざまなサービス（子ども連れの方への心配り、安心・便利な設備・備品の提供、お得な割引・優待など）を提供してもらい、妊娠中や子育て中の方が安心して楽しく外出できる環境づくりを進めます。	実施	推進		
124	10	③	2	「トツキトウカYOKOHAMA」プロジェクトの推進	子どもを産み育てる喜びを広く共有し、社会全体で子どもの誕生や成長を温かく見守る機運の醸成につなげるため、企業や関係団体と連携して、両親が赤ちゃんに贈ったメッセージを集めた詩集「トツキトウカ YOKOHAMA」を発行します。 取組の広がりに向けて、母子健康手帳交付時や子育て施設などで詩集を広く配布するとともに、子育て支援活動や学校との連携、家族で参加できるイベントの開催なども行います。	推進	推進	○トツキトウカ横浜実行委員会との共催により、区役所や地域子育て支援拠点等を通じて詩の募集を行い、詩集「トツキトウカYOKOHAMA2012」を発行した。妊娠中や乳児のいる家庭だけでなく、学校の授業や課外活動・行事で活用されるなど、活用の幅に広がりが出ている。 また、啓発イベントを実施した。  【詩集】 ・40,000部発行（平成24年3月） 【イベント】 ・パネル展示、冊子配布、朗読、歌のライブ、子育てトークショー等の実施（商業施設、放送局等において実施）	■利用者・実施事業者の意見・評価 詩集を小・中学校の授業や学校行事、朝読書などで活用してもらい、子どもたちが“いのち”や“生きること”について考える機会とするところが増えてきており、児童・先生からの反響も多い。  ■実施にあたっての課題 公民連携により詩集を作成しており、よりよい事業とするために、事業者協賛の拡大や活用方法の検討が必要である。
125	10	③	3	開港150周年を契機とした子どもを大切に作るプロジェクト	開港150周年を契機として、経済団体や施設等と連携して子どもとの関わりや家族団らんを深める機会を創ります。具体的には、6月2日の開港記念日（市立学校の休業日）に、ワーク・ライフ・バランスの観点から、休暇の取得や定時退社、市内施設の無料開放等を推進していきます。	推進	推進	○経済団体や施設等との連携により、開港記念日（6月2日）に、自分や家族の生き方、働き方の充実を考えるなど、ワーク・ライフ・バランスを実践することの大切さを呼びかけるチラシ・ポスターを、市民及び企業に向けて配布した。  ○経済団体、NPO・市民活動団体等により構成するワーク・ライフ・バランス推進実行委員会との連携により、チラシ・ポスター配布等の周知を行うことができた。 ・発行部数：6,000部（チラシ）、ポスター（150部）	■利用者・実施事業者の意見・評価  ■実施にあたっての課題 市民、事業者に向けた幅広い周知方法について、チラシの配布先や印刷部数の調整、他の広報媒体の活用などを検討することが必要である。